

市区町村別集計項目(推進体制等)

北海道	
市区町村数	179

都道府県コード	市区町村コード	市区町村名	担当課(室)名	所属	事務所	庁内連絡会議の有無	諮問機関の有無	男女共同参画に関する条例				男女共同参画に関する計画 (2022年4月1日現在で有効なもの)				
								有			無	有			無	
								条例名称	公布日(西暦)	施行日(西暦)	現在の状況	計画名称	計画期間	女性活躍推進法との関係	計画策定の方法	現在の状況
						25	34	19			103					
1	100	札幌市	札幌市市民文化局男女共同参画室男女共同参画課	1	1	1	1	札幌市男女共同参画推進条例	2002年10月7日	2003年1月1日		第4次男女共同参画さっぽろプラン	2018年4月1日 ~ 2023年3月31日	1	1	
1	202	函館市	市民・男女共同参画課	1	2	1	1	函館市男女共同参画推進条例	2005年3月25日	2005年4月1日		第3次函館市男女共同参画基本計画 はこだて輝きプラン	2018年4月 ~ 2028年3月	1	1	
1	203	小樽市	生活環境部男女共同参画課	1	1	1	1				3	第2次小樽市男女共同参画基本計画	2013年4月 ~ 2023年3月	0	1	
1	204	旭川市	総合政策部女性活躍担当	1	1	1	1	旭川市男女平等を実現し男女共同参画を推進する条例	2003年3月27日	2003年4月1日		第2次あさひかわ男女共同参画基本計画	2021年4月 ~ 2031年3月	1	1	
1	205	室蘭市	生涯学習課	2	2	1	1				0	第2次室蘭市男女平等参画基本計画	2014年4月1日 ~ 2024年3月31日	0	1	
1	206	釧路市	市民協働推進課	1	2	0	1	釧路市男女平等参画推進条例	2010年12月15日	2011年4月1日		くしろ男女平等参画プラン	2018年4月 ~ 2027年3月	1	1	
1	207	帯広市	市民活動課	1	2	1	1				0	第3次おびひろ男女共同参画プラン	2020年4月 ~ 2029年3月	1	1	
1	208	北見市	市民生活課	1	2	1	1	北見市男女共同参画を推進するための条例	2006年7月4日	2006年7月4日		第2次男女共同参画プランきたみ	2018年4月 ~ 2028年3月	1	1	
1	209	夕張市	総務課	1	2	0	0				0					1
1	210	岩見沢市	市民環境部市民連携室	1	2	0	0				0	第3次いわみざわ男女共同参画実践プラン	2021年4月 ~ 2031年3月	1	1	
1	211	網走市	企画総務部企画調整課	1	2	1	1				0	第3次網走市男女共同参画プラン	2022年4月 ~ 2032年3月	1	1	
1	212	留萌市	政策調整課	1	2	1	0				0	留萌市男女共同参画基本計画	2014年4月 ~ 2023年3月	0	1	
1	213	苫小牧市	総合政策部協働・男女平等参画室	1	1	1	1	苫小牧市男女平等参画推進条例	2006年12月21日	2007年4月1日		苫小牧市男女平等参画基本計画(第3次)	2018年4月1日 ~ 2027年3月31日	1	1	
1	214	稚内市	稚内市企画総務部企画調整課	1	2	0	1	稚内市男女共同参画推進条例	2008年3月21日	2008年4月1日		第3次稚内市男女共同参画行動計画	2019年4月1日 ~ 2024年3月31日	1	1	
1	215	美唄市	美唄デザイン課	1	2	1	0	美唄市男女共同参画条例	2009年12月18日	2010年4月1日		美唄市男女共同参画計画(第3次)	2018年4月1日 ~ 2027年3月31日	1	1	
1	216	芦別市	生涯学習課	2	2	0	1				0	第2次芦別市男女共同参画推進計画	2020年4月 ~ 2030年3月	1	1	
1	217	江別市	生活環境部市民生活課	1	2	1	1	江別市男女共同参画を推進するための条例	2009年3月30日	2009年4月1日		江別市男女共同参画基本計画中間見直し版	2019年4月 ~ 2024年3月	1	1	
1	218	赤平市	赤平市教育委員会 社会教育課	2	2	0	0				2					1
1	219	紋別市	市民生活部市民協働課 市民協働係	1	2	0	0				0	第2次紋別市男女共同参画プラン	2015年4月1日 ~ 2025年4月1日	1	1	
1	220	士別市	総務部企画課	1	2	0	1	士別市男女共同参画推進条例	2011年4月1日	2011年4月1日		第3期士別市男女共同参画行動計画	2018年4月1日 ~ 2026年3月31日	1	1	
1	221	名寄市	環境生活課	1	2	1	1	名寄市男女共同参画推進条例	2015年12月1日	2016年4月1日		第2次名寄市男女共同参画推進計画	2017年4月1日 ~ 2023年3月31日	1	1	
1	222	三笠市	社会教育課	2	2	0	0				0					0
1	223	根室市	総合政策室	1	2	1	0				0	根室市男女共同参画基本計画	2016年3月 ~ 2025年3月	1	1	
1	224	千歳市	市民生活課	1	1	1	1				0	第3次ちとせ男女共同参画推進プラン	2017年4月1日 ~ 2027年3月31日	1	1	
1	225	滝川市	くらし支援課	1	2	0	0				0	滝川市男女共同参画推進計画	2018年4月1日 ~ 2023年3月31日	0	1	
1	226	砂川市	教育委員会社会教育課 社会教育係	2	2	0	0				0					0
1	227	歌志内市	総務課	1	2	0	0				0					1
1	228	深川市	企画財政課	1	2	1	1				0	深川市男女共同参画計画(第2次計画見直し版)	2018年4月1日 ~ 2023年3月31日	1	1	
1	229	富良野市	コミュニティ推進課	1	2	0	1				3	第2次富良野市男女共同参画推進計画	2019年4月 ~ 2029年3月	1	1	
1	230	登別市	市民生活部市民サービスグループ	1	1	1	1				0	登別市男女共同参画基本計画(第2次)	2013年4月1日 ~ 2023年3月31日	0	1	
1	231	恵庭市	恵庭市総務部総務課	1	2	1	1	恵庭市の男女が平等に暮らすために共に歩む条例	2003年7月2日	2003年7月2日		第2次恵庭市男女共同参画基本計画	2016年4月1日 ~ 2026年3月31日	1	1	
1	233	伊達市	企画財政部企画財政課	1	2	1	1				0	第3次伊達市男女共同参画基本計画	2022年3月 ~ 2032年3月	0	1	
1	234	北広島市	市民参加・住宅施策課	1	2	0	1				0	第3次きたひろしま男女共同参画プラン	2021年4月1日 ~ 2031年3月31日	1	1	
1	235	石狩市	広聴・市民生活課	1	2	1	1				0	第4次石狩市男女共同参画計画	2021年4月1日 ~ 2026年3月31日	1	1	
1	236	北斗市	市民課	1	2	0	0	北斗市男女共同参画推進条例	2006年2月1日	2006年2月1日		第2次北斗市男女共同参画基本計画	2021年4月 ~ 2026年3月	0	1	

都道府県コード	市区町村コード	市区町村名	担当課(室)名	所属	事務所	庁内連絡会議の有無	諮問機関の有無	男女共同参画に関する条例				男女共同参画に関する計画 (2022年4月1日現在で有効なもの)					
								有			無	有				無	
								条例名称	公布日(西暦)	施行日(西暦)	現在の状況	計画名称	計画期間	女性活躍推進法との関係	計画策定の方法	現在の状況	
1	303	当別町	住民環境部環境生活課 町民生活係	1	2	0	0				0						0
1	304	新篠津村	教育委員会	2	2	1	0				0						1
1	331	松前町	総務課	1	2	0	0				0						0
1	332	福島町	総務課	1	2	0	0				0						1
1	333	知内町	総務課総務係	1	2	0	0				2						0
1	334	木古内町	町民課 住民グループ	1	2	0	0				0						0
1	337	七飯町	七飯町政策推進課	1	2	0	1	七飯町男女平等参画推進条例	2009年12月21日	2009年12月21日		第2次七飯町男女平等参画基本計画	2016年4月1日 ~ 2025年3月31日	1	1		
1	343	鹿部町	民生課	1	2	0	0				0	(第5次鹿部町総合計画)	2013年4月 ~ 2023年3月	0	0		
1	345	森町	社会教育課	2	2	0	0				0	(第2次森町総合開発振興計画)	2018年4月 ~ 2027年3月	0	0		
1	346	八雲町	社会教育課	2	2	0	0				0	第2次八雲町男女共同参画プラン	2015年4月 ~ 2025年3月	0	1		
1	347	長万部町	保健福祉課	1	2	0	0				0	(第4次長万部町まちづくり総合計画)	2021年4月 ~ 2031年3月	1	0		
1	361	江差町	総務課	1	2	0	0				0	第2次江差町男女共同参画基本計画	2022年4月 ~ 2027年3月	1	1		
1	362	上ノ国町	住民課住民環境グループ	1	2	0	0				0						1
1	363	厚沢部町	住民税務課生活安全係	1	2	0	0				0	第2次厚沢部町男女共同参画基本計画	2021年4月 ~ 2026年3月	1	1		
1	364	乙部町	総務課	1	2	0	0				0						1
1	367	奥尻町	地域政策課	1	2	0	1				0	奥尻町男女平等共同参画基本計画	2022年4月 ~ 2027年3月	1	1		
1	370	今金町	まちづくり推進課	1	2	0	0				0	今金町男女共同参画基本計画	2021年4月 ~ 2023年3月	0	1		
1	371	せたな町	総務課	1	2	0	0				0	せたな町男女共同参画基本計画	2022年4月 ~ 2027年3月	1	1		
1	391	島牧村	総務課総務係	1	2	0	0				2						0
1	392	寿都町	企画課	1	2	0	0				0						0
1	393	黒松内町	総務課	1	2	0	0				0						0
1	394	蘭越町	住民福祉課	1	2	0	0				0						0
1	395	ニセコ町	企画環境課自治創生係	1	2	0	0				3						0
1	396	真狩村	総務課	1	2	0	0				0	(第6次真狩村総合計画)	2021年4月 ~ 2030年3月	0	0		
1	397	留寿都村	住民福祉課	1	2	0	0				0	(第6次留寿都村総合計画)	2021年3月 ~ 2030年3月	1	0		
1	398	喜茂別町	まちづくり振興課	1	2	0	0				0						0
1	399	京極町	企画振興課	1	2	0	0				0	(第6次京極町総合計画)	2022年4月 ~ 2031年3月	1	0		
1	400	倶知安町	総務課総務係	1	2	0	1	男女が平等に参加する倶知安のまちをつくる条例	2005年3月29日	2005年4月1日		男女が平等に参画する倶知安のまちをつくる推進プラン	2018年4月1日 ~ 2028年3月31日	1	1		
1	401	共和町	総務課	1	2	0	0				0	(第8次共和町総合計画)	2019年4月 ~ 2029年3月	0	0		
1	402	岩内町	経営企画部 総務課 総務係	1	2	0	0				3	(岩内町総合振興計画)	2021年6月 ~ 2030年5月	0	0		
1	403	泊村	総務課	1	2	0	0				0						0
1	404	神恵内村	総務課	1	2	0	0				0						0
1	405	積丹町	総務課	1	2	0	0				0						0
1	406	古平町	町民課生活環境係	1	2	0	0				0						0
1	407	仁木町	総務課	1	2	0	0				0	(第6期仁木町総合計画)	2021年4月 ~ 2030年3月	0	0		
1	408	余市町	総務部 総務課 総務係	1	2	0	1	余市町男女共同参画推進条例	2007年2月21日	2007年4月1日		余市町男女共同参画計画(改訂版)	2017年4月 ~ 2027年3月	1	1		
1	409	赤井川村	総務課総務係	1	2	0	0				0	(第4期赤井川村総合計画)	2016年4月 ~ 2025年3月	0	0		
1	423	南幌町	まちづくり課 企画情報グループ	1	2	0	0				0	(第6期南幌町総合計画後期基本計画)	2022年4月 ~ 2026年3月	0	0		
1	424	奈井江町	企画財政課	1	2	0	0				0						0
1	425	上砂川町	上砂川町教育委員会	2	2	0	0				0	(第7期上砂川町総合計画後期計画)	2021年4月 ~ 2024年3月	0	0		
1	427	由仁町	総務課	1	1	0	0				3						0
1	428	長沼町	総務財政課	1	2	0	0				0						0
1	429	栗山町	総務課	1	2	0	0				0						1
1	430	月形町	企画振興課企画係	1	2	0	0				0	(月形町第4次総合振興計画)	2020年4月1日 ~ 2024年3月31日	0	0		
1	431	浦臼町	総務課	1	2	0	0				0	(浦臼町第4次総合振興計画)	2015年4月 ~ 2025年3月	0	0		
1	432	新十津川町	住民課	1	2	0	0				0	(新十津川町第6次総合計画)	2022年4月 ~ 2031年3月	0	0		
1	433	妹背牛町	総務課総務グループ	1	2	0	0				2						0
1	434	秩父別町	総務課	1	2	0	0				0	(第6次秩父別町総合計画《第2次基本計画編》)	2021年4月1日 ~ 2026年3月31日	0	0		
1	436	雨竜町	総務課	1	2	0	0				0						0
1	437	北竜町	企画振興課	1	2	0	0				0	(北竜町総合計画)	2019年4月1日 ~ 2028年3月31日	1	0		
1	438	沼田町	総務財政課	1	2	0	0				2						1
1	452	鷹栖町	総務企画課	1	2	0	0				0						0
1	453	東神楽町	まちづくり推進課	1	2	0	0				0	東神楽町男女共同参画計画	2017年4月1日 ~ 2024年3月31日	1	1		
1	454	当麻町	まちづくり推進課	1	2	0	0				0						0

都道府県コード	市区町村コード	市区町村名	担当課(室)名	所属	事務所	庁内連絡会議の有無	諮問機関の有無	男女共同参画に関する条例				男女共同参画に関する計画 (2022年4月1日現在で有効なもの)					
								有			無	有				無	
								条例名称	公布日(西暦)	施行日(西暦)	現在の状況	計画名称	計画期間	女性活躍推進法との関係	計画策定の方法	現在の状況	
1	455	比布町	総務企画課まちづくり推進室	1	2	0	0				0						0
1	456	愛別町	総務企画課	1	2	0	0				0	(第11次愛別町振興計画)	2020年4月 ~ 2030年3月	0	0		
1	457	上川町	企画総務課企画グループ	1	2	0	0				0	(第10次上川町総合計画)	2018年4月 ~ 2027年3月	0	0		
1	458	東川町	企画総務課総務室	1	2	0	0				0						0
1	459	美瑛町	総務課	1	2	0	0				0						0
1	460	上富良野町	町民生活課	1	2	0	0				0	(第6次上富良野町総合計画)	2019年4月1日 ~ 2028年3月31日	1	0		
1	461	中富良野町	総務課	1	2	0	0				0	(第6期まちづくり総合計画)	2021年4月 ~ 2030年4月	0	0		
1	462	南富良野町	企画課企画振興係	1	2	0	0				0						0
1	463	占冠村	総務課	1	1	0	0				0						0
1	464	和寒町	総務課	1	2	0	0				0						0
1	465	剣淵町	総務課	1	2	0	0				0	(第6期剣淵町総合計画)	2021年4月 ~ 2031年3月	0	0		
1	468	下川町	政策推進課	1	2	0	0				0						0
1	469	美深町	美深町教育委員会	2	2	0	0				0						0
1	470	音威子府村	総務課総務財政室	1	2	0	0				0						1
1	471	中川町	総務課総務財政室	1	2	0	0				0						0
1	472	幌加内町	総務課総務係	1	2	0	0				0						0
1	481	増毛町	企画財政課	1	2	0	0				0	増毛町男女共同参画計画	2016年4月1日 ~ 2026年3月31日	1	1		
1	482	小平町	総務課	1	2	0	0				0	小平町男女共同参画計画	2021年4月1日 ~ 2026年3月31日	1	1		
1	483	苫前町	住民生活課	1	2	0	0				0	苫前町男女共同参画基本計画	2020年4月1日 ~ 2024年3月31日	1	1		
1	484	羽幌町	地域振興課	1	2	0	0				0						0
1	485	初山別村	総務課	1	2	0	0				0	(第8期初山別村総合振興計画)	2021年4月 ~ 2032年3月	0	0		
1	486	遠別町	遠別町教育委員会 社会教育係	2	2	0	0				0						0
1	487	天塩町	住民課	1	2	0	0				0	(第7期天塩町総合振興計画)	2019年4月 ~ 2028年3月	0	0		
1	511	猿払村	総務課	1	2	0	0				0						1
1	512	浜頓別町	住民課	1	2	0	0				0	(第6次浜頓別町まちづくり総合計画)	2019年4月1日 ~ 2028年3月1日	0	0		
1	513	中頓別町	総務課総務グループ	1	2	0	0				0	(第8期中頓別町総合計画)	2022年4月1日 ~ 2031年3月31日	0	0		
1	514	枝幸町	総務課	1	1	0	0				0	(第2次枝幸町まちづくり計画)	2016年3月 ~ 2025年2月	1	0		
1	516	豊富町	総務課地域振興室	1	2	0	0				2						1
1	517	礼文町	総務課	1	2	0	0				0						0
1	518	利尻町	総務課	1	2	0	0				0						0
1	519	利尻富士町	総務課	1	2	0	0				0						0
1	520	幌延町	住民生活課	1	2	0	0				0	(第6次幌延町総合計画)	2020年4月1日 ~ 2030年3月31日	0	0		
1	543	美幌町	町民活動課	1	2	1	0				0	びほろ男女共同参画プラン(第4次)	2019年4月 ~ 2027年3月	1	1		
1	544	津別町	住民企画課住民環境係	1	2	0	0				0						0
1	545	斜里町	総務部企画総務課	1	2	0	0				2						0
1	546	清里町	総務課総務グループ	1	2	0	0				2						0
1	547	小清水町	総務課	1	2	0	0				0	(第6次小清水町総合計画)	2020年4月 ~ 2029年3月	0	0		
1	549	訓子府町	総務課	1	2	0	0				0	(第6次訓子府町総合計画)	2017年4月 ~ 2028年3月	0	0		
1	550	置戸町	企画財政課	1	2	0	0				0						0
1	552	佐呂間町	総務課	1	2	0	0				0						0
1	555	遠軽町	民生部住民生活課	1	2	0	0				0						0
1	559	湧別町	総務課 総務グループ	1	2	0	0				0	(第3期湧別町総合計画)	2022年4月1日 ~ 2032年3月31日	0	0		
1	560	滝上町	まちづくり推進課まちづくり推進係	1	2	0	0				0						0
1	561	興部町	総務課 総務厚生係	1	2	0	0				0						0
1	562	西興部村	企画総務課	1	2	0	0				0						0
1	563	雄武町	総務課	1	2	0	0				0	(第6期雄武町総合計画)	2018年4月1日 ~ 2027年3月31日	0	0		
1	564	大空町	総務課	1	2	0	0				0						0
1	571	豊浦町	総務課庶務係	1	2	0	0				0						0
1	575	壮瞥町	総務課	1	2	0	0				0						0
1	578	白老町	生活環境課	1	2	0	1				0	白老町男女共同参画計画	2020年1月 ~ 2024年3月	1	1		
1	581	厚真町	総務課総務人事グループ	1	2	0	0				0						0
1	584	洞爺湖町	洞爺湖町教育委員会 社会教育課	2	2	1	1				0	洞爺湖町男女共同参画計画	2022年4月 ~ 2027年3月	0	1		
1	585	安平町	政策推進課	1	2	1	1				0	第2次安平町男女共同参画基本計画	2019年6月 ~ 2024年3月	1	1		
1	586	むかわ町	総務企画課政策推進グループ	1	2	0	0				0	(第2次むかわ町まちづくり計画)	2021年4月1日 ~ 2030年3月31日	1	0		
1	601	日高町	社会教育課	2	2	0	0				0	(第2次日高町総合振興計画)	2018年4月 ~ 2028年3月	0	0		

都道府県コード	市区町村コード	市区町村名	担当課(室)名	所属	事務所	庁内連絡会議の有無	諮問機関の有無	男女共同参画に関する条例				男女共同参画に関する計画 (2022年4月1日現在で有効なもの)				
								有			無	有				無
								条例名称	公布日(西暦)	施行日(西暦)	現在の状況	計画名称	計画期間	女性活躍推進法との関係	計画策定の方法	現在の状況
1	602	平取町	まちづくり課	1	2	0	0				2	(第6次平取町総合計画)	2018年4月1日 ~ 2027年3月31日	0	0	
1	604	新冠町	総務課	1	2	0	0				0					0
1	607	浦河町	企画課	1	2	0	0				2	(第7次浦河町総合計画 後期基本計画)	2022年4月1日 ~ 2027年3月31日	0	0	
1	608	様似町	企画調整課	1	2	0	1	様似町男女共同参画条例	2000年12月18日	2000年12月18日		第3次様似町男女共同参画基本計画	2021年4月1日 ~ 2030年3月31日	0	1	
1	609	えりも町	企画課振興係	1	2	0	0				0					0
1	610	新ひだか町	総務部企画課	1	2	0	0				0					0
1	631	音更町	企画財政部企画課企画調整係	1	2	0	0				0	おとふけ男女共同参画プラン	2015年4月 ~ 2025年3月	0	1	
1	632	士幌町	士幌町総務企画課	1	2	1	1	士幌町男女共同参画推進条例	2005年3月18日	2005年4月1日		第4期士幌町男女共同参画基本計画	2021年4月1日 ~ 2026年3月31日	1	1	
1	633	上士幌町	企画財政課	1	2	0	0				0	(第6期上士幌町総合計画)	2022年4月1日 ~ 2031年3月31日	1	0	
1	634	鹿追町	企画課	1	2	0	0				0	(第7期鹿追町総合計画)	2020年4月 ~ 2028年3月	0	0	
1	635	新得町	町民課	1	2	0	0				0	(第8期総合計画)	2016年4月1日 ~ 2026年3月31日	0	0	
1	636	清水町	企画課	1	2	0	0				0					1
1	637	芽室町	政策推進課	1	2	0	1	芽室町男女共同参画推進条例	2004年3月3日	2004年4月1日		第3期芽室町男女共同参画基本計画	2019年4月1日 ~ 2026年3月31日	1	1	
1	638	中札内村	総務課企画財政グループ	1	2	0	1				0	第3次中札内村男女共同参画推進計画	2021年4月 ~ 2026年3月	1	1	
1	639	更別村	総務課	1	2	0	0				0					0
1	641	大樹町	大樹町役場 総務課	1	2	0	0				0					0
1	642	広尾町	広尾町企画課	1	2	0	0				0					0
1	643	幕別町	住民生活部住民課	1	2	0	0				2					1
1	644	池田町	企画財政課 企画統計係	1	2	0	0				0					1
1	645	豊頃町	総務課	1	2	0	0				0	(第5次豊頃町まちづくり総合計画)	2021年4月1日 ~ 2031年3月31日	0	0	
1	646	本別町	企画振興課	1	2	0	0				0	(第7次本別町総合計画)	2021年4月 ~ 2030年3月	1	0	
1	647	足寄町	総務課企画財政室	1	2	0	0				0	(足寄町第6次総合計画)	2015年4月 ~ 2024年3月	0	0	
1	648	陸別町	総務課	1	2	0	0				0	(第6期陸別町総合計画)	2020年4月1日 ~ 2030年3月31日	0	0	
1	649	浦幌町	まちづくり政策課	1	2	0	0				0	浦幌町男女共同参画基本計画	2018年3月 ~ 2027年2月	1	1	
1	661	釧路町	釧路町総合政策課	1	2	0	0				0	(第6次釧路町総合計画)	2022年4月 ~ 2032年3月	0	0	
1	662	厚岸町	厚岸町教育委員会生涯学習課	2	2	0	0				2	(第6期厚岸町総合計画)	2020年4月 ~ 2029年3月	0	0	
1	663	浜中町	総務課	1	2	0	0				0					0
1	664	標茶町	企画財政課	1	2	0	0				0	(標茶町第5期総合計画)	2021年4月1日 ~ 2031年3月31日	0	0	
1	665	弟子屈町	まちづくり政策課政策調整係	1	2	0	0				0	弟子屈町男女共同参画計画	2023年4月 ~ 2028年3月	1	1	
1	667	鶴居村	総務課	1	2	0	0				0	(第5次鶴居村総合計画)	2018年4月1日 ~ 2027年3月31日	0	0	
1	668	白糠町	企画総務部総務課総務係	1	2	0	0				0	(第8次白糠町総合計画)	2018年4月1日 ~ 2027年3月31日	0	0	
1	691	別海町	福祉部町民課	1	2	0	0				0					1
1	692	中標津町	政策推進課	1	2	0	0				0	(第7期中標津町総合計画 前期基本計画)	2021年4月 ~ 2026年3月	0	0	
1	693	標津町	企画政策課	1	2	0	0				0					1
1	694	羅臼町	企画振興課	1	2	0	0				2					1

<選択肢回答>

所属

- 1 首長部局
- 2 教育委員会

事務所

- 1 男女共同参画・女性等を名称に冠した専管課
- 2 1ではない

庁内連絡会議

- 1 有
- 0 無

諮問機関

- 1 有
- 0 無

男女共同参画に関する条例

現在の状況

- 1 2023年3月末までの制定を目途に検討中
- 2 2022年度以降の制定を目途に検討中
- 3 その他
- 0 検討していない

男女共同参画に関する計画

女性活躍推進法の推進計画との関係

- 1 一体
- 0 一体でない

計画の策定方法

- 1 単独計画として策定
- 0 総合計画の一部として策定

現在の状況

- 1 策定予定有
- 0 策定予定無

都道府県コード	市区町村コード	市区町村名	男女共同参画・女性のための総合的な施設(2022年4月1日現在で開設済の施設)					施設形態		管理・運営主体							
			名称	愛称・通称	郵便番号	所在地等			単独	複合	施設管理			事業運営			
						住所	電話番号	FAX番号			ホームページ	直営	指定管理者	その他	直営	指定管理者	その他
			8							2	6	2	6	0	4	5	0
1	100	札幌市	札幌市男女共同参画センター		060-0808	北海道札幌市北区北8条西3丁目 札幌エルプラザ内	011-728-1222	011-728-1229	https://www.danjyo.sl-plaza.jp/		○		○			○	
1	202	函館市	函館市女性センター		040-0042	北海道函館市東川町11番12号	0138-23-4188	0138-23-4189	https://www.hakodate-josen.com/		○		○			○	
1	203	小樽市															
1	204	旭川市	旭川市ときわ市民ホール		070-0035	旭川市5条通4丁目	0166-23-5577	0166-36-7610	http://www.asahikawa-dpc.co.jp/7Tokiwa/tokiwaindex.html		○		○		○		
1	205	室蘭市	胆振地方男女平等参画センター	ミンクール	050-0083	北海道室蘭市東町4丁目29番1号	0143-44-8184	0143-44-8191	http://www.kujiran.net/danjo/	○			○		○	○	
1	206	釧路市	釧路市男女平等参画センター	ふらっと	085-0016	釧路市錦町2丁目4番地釧路フィッシャーマンズワーフMOO内	0154-65-1034	0154-65-1356	https://furatto946.jimdofree.com/		○		○			○	
1	207	帯広市															
1	208	北見市															
1	209	夕張市															
1	210	岩見沢市															
1	211	網走市															
1	212	留萌市															
1	213	苫小牧市	苫小牧市男女平等参画推進センター		053-0021	苫小牧市若草町3丁目3番8号	0144-32-3544	0144-37-2233	http://www.tomakomai-shakyo.or.jp		○		○			○	
1	214	稚内市															
1	215	美唄市															
1	216	芦別市															
1	217	江別市															
1	218	赤平市															
1	219	紋別市															
1	220	士別市															
1	221	名寄市															
1	222	三笠市															
1	223	根室市															
1	224	千歳市															
1	225	滝川市															
1	226	砂川市															
1	227	歌志内市															
1	228	深川市															
1	229	富良野市															
1	230	登別市															
1	231	恵庭市															
1	233	伊達市															
1	234	北広島市															
1	235	石狩市															
1	236	北斗市															
1	303	当別町															
1	304	新篠津村															

男女共同参画・女性のための総合的な施設(2022年4月1日現在で開設済の施設)

都道府県コード	市区町村コード	市区町村名	所在地等					施設形態		管理・運営主体									
			名称	愛称・通称	郵便番号	住所	電話番号	FAX番号	ホームページ	単独	複合	施設管理			事業運営				
												直営	指定管理者	その他	直営	指定管理者	その他		
1	331	松前町																	
1	332	福島町																	
1	333	知内町																	
1	334	木古内町																	
1	337	七飯町																	
1	343	鹿部町																	
1	345	森町																	
1	346	八雲町																	
1	347	長万部町																	
1	361	江差町																	
1	362	上ノ国町																	
1	363	厚沢部町																	
1	364	乙部町																	
1	367	奥尻町																	
1	370	今金町																	
1	371	せたな町																	
1	391	島牧村																	
1	392	寿都町																	
1	393	黒松内町																	
1	394	蘭越町																	
1	395	二セコ町																	
1	396	真狩村																	
1	397	留寿都村																	
1	398	喜茂別町																	
1	399	京極町																	
1	400	倶知安町																	
1	401	共和町																	
1	402	岩内町																	
1	403	泊村																	
1	404	神恵内村																	
1	405	積丹町																	
1	406	古平町																	
1	407	仁木町																	
1	408	余市町																	
1	409	赤井川村	高齢者・女性等活動支援センター	健康支援センター	046-0592	北海道余市郡赤井川村字赤井川74-2	0135-34-6211	0135-34-6644	https://akaigawa.com	○		○				○			
1	423	南幌町																	
1	424	奈井江町																	
1	425	上砂川町																	
1	427	由仁町																	
1	428	長沼町																	
1	429	栗山町																	
1	430	月形町																	
1	431	浦臼町																	
1	432	新十津川町																	
1	433	妹背牛町																	
1	434	秩父別町																	
1	436	雨竜町																	
1	437	北竜町																	
1	438	沼田町																	
1	452	鷹栖町																	

男女共同参画・女性のための総合的な施設(2022年4月1日現在で開設済の施設)

都道府県コード	市区町村コード	市区町村名	所在地等					施設形態		管理・運営主体									
			名称	愛称・通称	郵便番号	住所	電話番号	FAX番号	ホームページ	単独	複合	施設管理			事業運営				
												直営	指定管理者	その他	直営	指定管理者	その他		
1	453	東神楽町																	
1	454	当麻町																	
1	455	比布町																	
1	456	愛別町																	
1	457	上川町																	
1	458	東川町																	
1	459	美瑛町																	
1	460	上富良野町																	
1	461	中富良野町																	
1	462	南富良野町																	
1	463	占冠村																	
1	464	和寒町																	
1	465	剣淵町																	
1	468	下川町																	
1	469	美深町	美深町文化会館COM100	COM100	098-2252	北海道中川郡美深町字西町22番地	01656-2-1744	01656-2-3672	http://www.town.bifuka.hokkaido.jp		○	○				○			
1	470	音威子府村																	
1	471	中川町																	
1	472	幌加内町																	
1	481	増毛町																	
1	482	小平町																	
1	483	苫前町																	
1	484	羽幌町																	
1	485	初山別村																	
1	486	遠別町																	
1	487	天塩町																	
1	511	猿払村																	
1	512	浜頓別町																	
1	513	中頓別町																	
1	514	枝幸町																	
1	516	豊富町																	
1	517	礼文町																	
1	518	利尻町																	
1	519	利尻富士町																	
1	520	幌延町																	
1	543	美幌町																	
1	544	津別町																	
1	545	斜里町																	
1	546	清里町																	
1	547	小清水町																	
1	549	訓子府町																	
1	550	置戸町																	
1	552	佐呂間町																	
1	555	遠軽町																	
1	559	湧別町																	
1	560	滝上町																	
1	561	興部町																	
1	562	西興部村																	
1	563	雄武町																	
1	564	大空町																	

男女共同参画・女性のための総合的な施設(2022年4月1日現在で開設済の施設)

都道府県コード	市区町村コード	市区町村名	所在地等					施設形態		管理・運営主体							
			名称	愛称・通称	郵便番号	住所	電話番号	FAX番号	ホームページ	単独	複合	施設管理		事業運営			
												直営	指定管理者	その他	直営	指定管理者	その他
1	571	豊浦町															
1	575	壮瞥町															
1	578	白老町															
1	581	厚真町															
1	584	洞爺湖町															
1	585	安平町															
1	586	むかわ町															
1	601	日高町															
1	602	平取町															
1	604	新冠町															
1	607	浦河町															
1	608	様似町															
1	609	えりも町															
1	610	新ひだか町															
1	631	音更町															
1	632	士幌町															
1	633	上士幌町															
1	634	鹿追町															
1	635	新得町															
1	636	清水町															
1	637	芽室町															
1	638	中札内村															
1	639	更別村															
1	641	大樹町															
1	642	広尾町															
1	643	幕別町															
1	644	池田町															
1	645	豊頃町															
1	646	本別町															
1	647	足寄町															
1	648	陸別町															
1	649	浦幌町															
1	661	釧路町															
1	662	厚岸町															
1	663	浜中町															
1	664	標茶町															
1	665	弟子屈町															
1	667	鶴居村															
1	668	白糠町															
1	691	別海町															
1	692	中標津町															
1	693	標津町															
1	694	羅臼町															

都道府県コード	市区町村コード	市区町村名	男女共同参画・女性のための総合的な施設 (2022年4月1日現在で開設済の施設)															
			名称	設立年月日	職員数(人)		予算額(千円)	主 な 事 業										
					常勤	非常勤		広報啓発	講座	相談事業	情報収集・提供	苦情処理	交流促進	企業・NPOとの連携	国際交流	調査研究	その他	
1	234	北広島市			0	0	0											
1	235	石狩市			0	0	0											
1	236	北斗市			0	0	0											
1	303	当別町			0	0	0											
1	304	新篠津村			0	0	0											
1	331	松前町			0	0	0											
1	332	福島町			0	0	0											
1	333	知内町			0	0	0											
1	334	木古内町			0	0	0											
1	337	七飯町			0	0	0											
1	343	鹿部町			0	0	0											
1	345	森町			0	0	0											
1	346	八雲町			0	0	0											
1	347	長万部町			0	0	0											
1	361	江差町			0	0	0											
1	362	上ノ国町			0	0	0											
1	363	厚沢部町			0	0	0											
1	364	乙部町			0	0	0											
1	367	奥尻町			0	0	0											
1	370	今金町			0	0	0											
1	371	せたな町			0	0	0											
1	391	島牧村			0	0	0											
1	392	寿都町			0	0	0											
1	393	黒松内町			0	0	0											
1	394	蘭越町			0	0	0											
1	395	二セコ町			0	0	0											
1	396	真狩村			0	0	0											
1	397	留寿都村			0	0	0											
1	398	喜茂別町			0	0	0											
1	399	京極町			0	0	0											
1	400	倶知安町			0	0	0											
1	401	共和町			0	0	0											
1	402	岩内町			0	0	0											
1	403	泊村			0	0	0											
1	404	神恵内村			0	0	0											
1	405	積丹町			0	0	0											
1	406	古平町			0	0	0											
1	407	仁木町			0	0	0											
1	408	余市町			0	0	0											

都道府県コード	市区町村コード	市区町村名	男女共同参画・女性のための総合的な施設 (2022年4月1日現在で開設済の施設)														
			名称	設立年月日	職員数(人)		予算額(千円)	主 な 事 業									
					常勤	非常勤		広報啓発	講座	相談事業	情報収集・提供	苦情処理	交流促進	企業・NPOとの連携	国際交流	調査研究	その他
1	409	赤井川村	高齢者・女性等活動支援センター	2001年12月26日	8	1	7,923				○	○					
1	423	南幌町			0	0	0										
1	424	奈井江町			0	0	0										
1	425	上砂川町			0	0	0										
1	427	由仁町			0	0	0										
1	428	長沼町			0	0	0										
1	429	栗山町			0	0	0										
1	430	月形町			0	0	0										
1	431	浦臼町			0	0	0										
1	432	新十津川町			0	0	0										
1	433	妹背牛町			0	0	0										
1	434	秩父別町			0	0	0										
1	436	雨竜町			0	0	0										
1	437	北竜町			0	0	0										
1	438	沼田町			0	0	0										
1	452	鷹栖町			0	0	0										
1	453	東神楽町			0	0	0										
1	454	当麻町			0	0	0										
1	455	比布町			0	0	0										
1	456	愛別町			0	0	0										
1	457	上川町			0	0	0										
1	458	東川町			0	0	0										
1	459	美瑛町			0	0	0										
1	460	上富良野町			0	0	0										
1	461	中富良野町			0	0	0										
1	462	南富良野町			0	0	0										
1	463	占冠村			0	0	0										
1	464	和寒町			0	0	0										
1	465	剣淵町			0	0	0										
1	468	下川町			0	0	0										
1	469	美深町	美深町文化会館COM100	1998年7月18日	15	0	55,530	○									
1	470	音威子府村			0	0	0										
1	471	中川町			0	0	0										
1	472	幌加内町			0	0	0										
1	481	増毛町			0	0	0										
1	482	小平町			0	0	0										
1	483	苫前町			0	0	0										
1	484	羽幌町			0	0	0										
1	485	初山別村			0	0	0										

都道府県コード	市区町村コード	市区町村名	男女共同参画・女性のための総合的な施設 (2022年4月1日現在で開設済の施設)															
			名称	設立年月日	職員数(人)		予算額(千円)	主 な 事 業										
					常勤	非常勤		広報啓発	講座	相談事業	情報収集・提供	苦情処理	交流促進	企業・NPOとの連携	国際交流	調査研究	その他	
1	486	遠別町			0	0	0											
1	487	天塩町			0	0	0											
1	511	猿払村			0	0	0											
1	512	浜頓別町			0	0	0											
1	513	中頓別町			0	0	0											
1	514	枝幸町			0	0	0											
1	516	豊富町			0	0	0											
1	517	礼文町			0	0	0											
1	518	利尻町			0	0	0											
1	519	利尻富士町			0	0	0											
1	520	幌延町			0	0	0											
1	543	美幌町			0	0	0											
1	544	津別町			0	0	0											
1	545	斜里町			0	0	0											
1	546	清里町			0	0	0											
1	547	小清水町			0	0	0											
1	549	訓子府町			0	0	0											
1	550	置戸町			0	0	0											
1	552	佐呂間町			0	0	0											
1	555	遠軽町			0	0	0											
1	559	湧別町			0	0	0											
1	560	滝上町			0	0	0											
1	561	興部町			0	0	0											
1	562	西興部村			0	0	0											
1	563	雄武町			0	0	0											
1	564	大空町			0	0	0											
1	571	豊浦町			0	0	0											
1	575	壮瞥町			0	0	0											
1	578	白老町			0	0	0											
1	581	厚真町			0	0	0											
1	584	洞爺湖町			0	0	0											
1	585	安平町			0	0	0											
1	586	むかわ町			0	0	0											
1	601	日高町			0	0	0											
1	602	平取町			0	0	0											
1	604	新冠町			0	0	0											
1	607	浦河町			0	0	0											
1	608	様似町			0	0	0											
1	609	えりも町			0	0	0											

都道府県コード	市区町村コード	市区町村名	男女共同参画・女性のための総合的な施設 (2022年4月1日現在で開設済の施設)															
			名称	設立年月日	職員数(人)		予算額(千円)	主 な 事 業										
					常勤	非常勤		広報啓発	講座	相談事業	情報収集・提供	苦情処理	交流促進	企業・NPOとの連携	国際交流	調査研究	その他	
1	610	新ひだか町			0	0	0											
1	631	音更町			0	0	0											
1	632	士幌町			0	0	0											
1	633	上士幌町			0	0	0											
1	634	鹿追町			0	0	0											
1	635	新得町			0	0	0											
1	636	清水町			0	0	0											
1	637	芽室町			0	0	0											
1	638	中札内村			0	0	0											
1	639	更別村			0	0	0											
1	641	大樹町			0	0	0											
1	642	広尾町			0	0	0											
1	643	幕別町			0	0	0											
1	644	池田町			0	0	0											
1	645	豊頃町			0	0	0											
1	646	本別町			0	0	0											
1	647	足寄町			0	0	0											
1	648	陸別町			0	0	0											
1	649	浦幌町			0	0	0											
1	661	釧路町			0	0	0											
1	662	厚岸町			0	0	0											
1	663	浜中町			0	0	0											
1	664	標茶町			0	0	0											
1	665	弟子屈町			0	0	0											
1	667	鶴居村			0	0	0											
1	668	白糠町			0	0	0											
1	691	別海町			0	0	0											
1	692	中標津町			0	0	0											
1	693	標津町			0	0	0											
1	694	羅臼町			0	0	0											

市区町村別集計項目(男女共同参画に関する宣言、首長、自治会長等の状況)

北海道

都道府県コード	市区町村コード	市区町村名	男女共同参画に関する宣言			首長、自治会長等の状況														
			宣言年月日	宣言名称	宣言の形態	市区長数	うち女性市区長数	女性比率(%)	副市区長数	うち女性副市区長数	女性比率(%)	町村長数	うち女性町村長数	女性比率(%)	副町村長数	うち女性副町村長数	女性比率(%)	自治会長数	うち女性自治会長数	女性比率(%)
				2		35	0	0.0	43	1	2.3	144	1	0.7	142	1	0.7	15,141	675	4.5
1	100	札幌市				1	0	0.0	3	0	0.0							2301	196	8.5
1	202	函館市				1	0	0.0	2	1	50.0							178	18	10.1
1	203	小樽市				1	0	0.0	1	0	0.0							149	7	4.7
1	204	旭川市				1	0	0.0	2	0	0.0							1252	41	3.3
1	205	室蘭市				1	0	0.0	2	0	0.0							151	13	8.6
1	206	釧路市	2018年3月23日	釧路市男女いきいき参画宣言	4	1	0	0.0	2	0	0.0							486	36	7.4
1	207	帯広市				1	0	0.0	2	0	0.0							760	41	5.4
1	208	北見市				1	0	0.0	1	0	0.0							766	45	5.9
1	209	夕張市				1	0	0.0	1	0	0.0							80	3	3.8
1	210	岩見沢市				1	0	0.0	2	0	0.0							215	8	3.7
1	211	網走市				1	0	0.0	1	0	0.0							198	11	5.6
1	212	留萌市				1	0	0.0	1	0	0.0							143	8	5.6
1	213	苫小牧市	2013年11月17日	苫小牧市男女平等参画都市宣言	2	1	0	0.0	2	0	0.0							82	2	2.4
1	214	稚内市				1	0	0.0	1	0	0.0							65	0	0.0
1	215	美唄市				1	0	0.0	1	0	0.0							238	7	2.9
1	216	芦別市				1	0	0.0	1	0	0.0							36	1	2.8
1	217	江別市				1	0	0.0	1	0	0.0							163	14	8.6
1	218	赤平市				1	0	0.0	1	0	0.0							41	0	0.0
1	219	紋別市				1	0	0.0	1	0	0.0							74	0	0.0
1	220	士別市				1	0	0.0	1	0	0.0							65	1	1.5
1	221	名寄市				1	0	0.0	1	0	0.0							72	2	2.8
1	222	三笠市				1	0	0.0	1	0	0.0							95	6	6.3
1	223	根室市				1	0	0.0	0	0								112	1	0.9
1	224	千歳市				1	0	0.0	1	0	0.0							156	5	3.2
1	225	滝川市				1	0	0.0	1	0	0.0							278	23	8.3
1	226	砂川市				1	0	0.0	1	0	0.0							86	1	1.2
1	227	歌志内市				1	0	0.0	1	0	0.0							18	2	11.1
1	228	深川市				1	0	0.0	1	0	0.0							132	1	0.8
1	229	富良野市				1	0	0.0	1	0	0.0							188	5	2.7
1	230	登別市				1	0	0.0	1	0	0.0							92	2	2.2
1	231	恵庭市				1	0	0.0	1	0	0.0							61	3	4.9
1	233	伊達市				1	0	0.0	1	0	0.0							102	2	2.0
1	234	北広島市				1	0	0.0	1	0	0.0							162	14	8.6
1	235	石狩市				1	0	0.0	1	0	0.0							121	4	3.3
1	236	北斗市				1	0	0.0	1	0	0.0							86	3	3.5

都道府県コード	市区町村コード	市区町村名	男女共同参画に関する宣言			首長、自治会長等の状況													
			宣言年月日	宣言名称	宣言の形態	市区長数	うち女性市区長数	女性比率(%)	副市区長数	うち女性副市区長数	女性比率(%)	町村长数	うち女性町村长数	女性比率(%)	副町村长数	うち女性副町村长数	女性比率(%)	自治会長数	うち女性自治会長数
1	303	当別町									1	0	0.0	1	0	0.0	43	0	0.0
1	304	新篠津村									1	0	0.0	1	0	0.0	31	1	3.2
1	331	松前町									1	0	0.0	1	0	0.0	23	0	0.0
1	332	福島町									1	0	0.0	1	0	0.0	28	0	0.0
1	333	知内町									1	0	0.0	1	0	0.0	13	0	0.0
1	334	木古内町									1	0	0.0	1	0	0.0	25	0	0.0
1	337	七飯町									1	0	0.0	1	0	0.0	72	9	12.5
1	343	鹿部町									1	0	0.0	1	0	0.0	26	0	0.0
1	345	森町									1	0	0.0	1	0	0.0	41	2	4.9
1	346	八雲町									1	0	0.0	1	0	0.0	125	3	2.4
1	347	長万部町									1	0	0.0	1	0	0.0	25	0	0.0
1	361	江差町									1	0	0.0	1	0	0.0	32	4	12.5
1	362	上ノ国町									1	0	0.0	1	0	0.0	20	0	0.0
1	363	厚沢部町									1	0	0.0	1	0	0.0	20	0	0.0
1	364	乙部町									1	0	0.0	1	0	0.0	16	0	0.0
1	367	奥尻町									1	0	0.0	1	0	0.0	30	2	6.7
1	370	今金町									1	0	0.0	1	0	0.0	75	3	4.0
1	371	せたな町									1	0	0.0	1	0	0.0	66	1	1.5
1	391	島牧村									1	0	0.0	1	0	0.0	9	0	0.0
1	392	寿都町									1	0	0.0	1	0	0.0	20	0	0.0
1	393	黒松内町									1	0	0.0	1	0	0.0	43	3	7.0
1	394	蘭越町									1	0	0.0	1	0	0.0	92	0	0.0
1	395	二七コ町									1	0	0.0	1	0	0.0	56	9	16.1
1	396	真狩村									1	0	0.0	1	0	0.0	16	0	0.0
1	397	留寿都村									1	1	100.0	1	0	0.0	21	0	0.0
1	398	喜茂別町									1	0	0.0	0	0		26	0	0.0
1	399	京極町									1	0	0.0	1	0	0.0	39	1	2.6
1	400	倶知安町									1	0	0.0	1	0	0.0	96	4	4.2
1	401	共和町									1	0	0.0	1	0	0.0	67	9	13.4
1	402	岩内町									1	0	0.0	1	0	0.0	96	9	9.4
1	403	泊村									1	0	0.0	1	0	0.0	8	0	0.0
1	404	神恵内村									1	0	0.0	1	0	0.0	18	2	11.1
1	405	積丹町									1	0	0.0	0	0		21	1	4.8
1	406	古平町									1	0	0.0	1	0	0.0	20	1	5.0
1	407	仁木町									1	0	0.0	1	0	0.0	34	3	8.8
1	408	余市町									1	0	0.0	1	0	0.0	46	0	0.0
1	409	赤井川村									1	0	0.0	1	0	0.0	15	1	6.7
1	423	南幌町									1	0	0.0	1	0	0.0	19	0	0.0
1	424	奈井江町									1	0	0.0	1	0	0.0	65	0	0.0
1	425	上砂川町									1	0	0.0	1	0	0.0	8	0	0.0

都道府県コード	市区町村コード	市区町村名	男女共同参画に関する宣言			首長、自治会長等の状況													
			宣言年月日	宣言名称	宣言の形態	市区長数	うち女性市区長数	女性比率(%)	副市区長数	うち女性副市区長数	女性比率(%)	町村長数	うち女性町村長数	女性比率(%)	副町村長数	うち女性副町村長数	女性比率(%)	自治会長数	うち女性自治会長数
1	427	由仁町									1	0	0.0	1	0	0.0	30	1	3.3
1	428	長沼町									1	0	0.0	1	0	0.0	46	0	0.0
1	429	栗山町									1	0	0.0	1	0	0.0	62	1	1.6
1	430	月形町									1	0	0.0	1	0	0.0	13	0	0.0
1	431	浦臼町									1	0	0.0	1	0	0.0	15	1	6.7
1	432	新十津川町									1	0	0.0	1	0	0.0	11	0	0.0
1	433	妹背牛町									1	0	0.0	1	0	0.0	32	0	0.0
1	434	秩父別町									1	0	0.0	1	0	0.0	11	0	0.0
1	436	雨竜町									1	0	0.0	1	0	0.0	11	0	0.0
1	437	北竜町									1	0	0.0	1	0	0.0	10	0	0.0
1	438	沼田町									1	0	0.0	1	0	0.0	30	2	6.7
1	452	鷹栖町									1	0	0.0	1	0	0.0	44	0	0.0
1	453	東神楽町									1	0	0.0	1	0	0.0	60	0	0.0
1	454	当麻町									1	0	0.0	1	0	0.0	28	0	0.0
1	455	比布町									1	0	0.0	1	0	0.0	34	1	2.9
1	456	愛別町									1	0	0.0	1	0	0.0	47	0	0.0
1	457	上川町									1	0	0.0	1	0	0.0	22	1	4.5
1	458	東川町									1	0	0.0	2	0	0.0	5	0	0.0
1	459	美瑛町									1	0	0.0	1	0	0.0	32	0	0.0
1	460	上富良野町									1	0	0.0	1	0	0.0	104	6	5.8
1	461	中富良野町									1	0	0.0	1	0	0.0	52	0	0.0
1	462	南富良野町									1	0	0.0	1	0	0.0	36	1	2.8
1	463	占冠村									1	0	0.0	1	0	0.0	12	1	8.3
1	464	和寒町									1	0	0.0	1	0	0.0	12	1	8.3
1	465	剣淵町									1	0	0.0	1	0	0.0	11	0	0.0
1	468	下川町									1	0	0.0	1	0	0.0	18	0	0.0
1	469	美深町									1	0	0.0	1	0	0.0	1	0	0.0
1	470	音威子府村									1	0	0.0	0	0		2	0	0.0
1	471	中川町									1	0	0.0	1	0	0.0	18	0	0.0
1	472	幌加内町									1	0	0.0	1	0	0.0	15	0	0.0
1	481	増毛町									1	0	0.0	1	0	0.0	57	3	5.3
1	482	小平町									1	0	0.0	1	0	0.0	35	0	0.0
1	483	苫前町									1	0	0.0	1	0	0.0	15	0	0.0
1	484	羽幌町									1	0	0.0	1	0	0.0	92	1	1.1
1	485	初山別村									1	0	0.0	1	0	0.0	17	0	0.0
1	486	遠別町									1	0	0.0	1	0	0.0	0	0	
1	487	天塩町									1	0	0.0	1	0	0.0	40	1	2.5
1	511	猿払村									1	0	0.0	1	0	0.0	13	0	0.0
1	512	浜頓別町									1	0	0.0	0	0		32	0	0.0
1	513	中頓別町									1	0	0.0	1	0	0.0	22	1	4.5

都道府県コード	市区町村コード	市区町村名	男女共同参画に関する宣言			首長、自治会長等の状況													
			宣言年月日	宣言名称	宣言の形態	市区長数	うち 女性市区長数	女性比率 (%)	副市区長数	うち 女性副市区長数	女性比率 (%)	町村長数	うち 女性町村長数	女性比率 (%)	副町村長数	うち 女性副町村長数	女性比率 (%)	自治会長数	うち 女性自治会長数
1	514	枝幸町									1	0	0.0	1	0	0.0	34	0	0.0
1	516	豊富町									1	0	0.0	1	0	0.0	31	0	0.0
1	517	礼文町									1	0	0.0	1	0	0.0	29	0	0.0
1	518	利尻町									1	0	0.0	1	0	0.0	33	0	0.0
1	519	利尻富士町									1	0	0.0	1	0	0.0	19	0	0.0
1	520	幌延町									1	0	0.0	1	0	0.0	24	0	0.0
1	543	美幌町									1	0	0.0	1	0	0.0	66	1	1.5
1	544	津別町									1	0	0.0	1	0	0.0	49	2	4.1
1	545	斜里町									1	0	0.0	1	0	0.0	37	1	2.7
1	546	清里町									1	0	0.0	1	0	0.0	29	0	0.0
1	547	小清水町									1	0	0.0	1	0	0.0	56	3	5.4
1	549	訓子府町									1	0	0.0	1	0	0.0	29	0	0.0
1	550	置戸町									1	0	0.0	1	0	0.0	31	0	0.0
1	552	佐呂間町									1	0	0.0	1	0	0.0	17	0	0.0
1	555	遠軽町									1	0	0.0	1	0	0.0	92	2	2.2
1	559	湧別町									1	0	0.0	1	0	0.0	30	0	0.0
1	560	滝上町									1	0	0.0	1	0	0.0	17	1	5.9
1	561	興部町									1	0	0.0	1	0	0.0	28	0	0.0
1	562	西興部村									1	0	0.0	1	0	0.0	16	1	6.3
1	563	雄武町									1	0	0.0	1	0	0.0	29	0	0.0
1	564	大空町									1	0	0.0	1	0	0.0	48	0	0.0
1	571	豊浦町									1	0	0.0	1	0	0.0	27	0	0.0
1	575	壮瞥町									1	0	0.0	1	0	0.0	33	2	6.1
1	578	白老町									1	0	0.0	2	0	0.0	100	10	10.0
1	581	厚真町									1	0	0.0	1	0	0.0	34	0	0.0
1	584	洞爺湖町									1	0	0.0	1	0	0.0	41	3	7.3
1	585	安平町									1	0	0.0	1	0	0.0	34	0	0.0
1	586	むかわ町									1	0	0.0	1	0	0.0	53	0	0.0
1	601	日高町									1	0	0.0	1	0	0.0	92	2	2.2
1	602	平取町									1	0	0.0	1	0	0.0	15	0	0.0
1	604	新冠町									1	0	0.0	1	0	0.0	34	0	0.0
1	607	浦河町									1	0	0.0	1	0	0.0	81	0	0.0
1	608	様似町									1	0	0.0	1	0	0.0	25	0	0.0
1	609	えりも町									1	0	0.0	1	0	0.0	46	0	0.0
1	610	新ひだか町									1	0	0.0	1	0	0.0	163	3	1.8
1	631	音更町									1	0	0.0	1	0	0.0	181	2	1.1
1	632	士幌町									1	0	0.0	1	0	0.0	70	2	2.9
1	633	上士幌町									1	0	0.0	1	0	0.0	50	0	0.0
1	634	鹿追町									1	0	0.0	1	0	0.0	58	2	3.4
1	635	新得町									1	0	0.0	1	0	0.0	91	6	6.6

都 道 府 県 コ ー ド	市 区 町 村 コ ー ド	市 区 町 村 名	男女共同参画に関する宣言			首長、自治会長等の状況													
			宣 言 年 月 日	宣 言 名 称	宣 言 の 形 態	市 区 長 数	うち 女性 市区 長 数	女性 比率 (%)	副 市 区 長 数	うち 女性 副市 区長 数	女性 比率 (%)	町 村 長 数	うち 女性 町村 長 数	女性 比率 (%)	副 町 村 長 数	うち 女性 副町 村長 数	女性 比率 (%)	自 治 会 長 数	うち 女性 自治 会長 数
1	636	清水町									1	0	0.0	1	0	0.0	130	1	0.8
1	637	芽室町									1	0	0.0	1	0	0.0	88	1	1.1
1	638	中札内村									1	0	0.0	1	0	0.0	31	1	3.2
1	639	更別村									1	0	0.0	1	0	0.0	24	0	0.0
1	641	大樹町									1	0	0.0	1	0	0.0	39	0	0.0
1	642	広尾町									1	0	0.0	1	0	0.0	38	1	2.6
1	643	幕別町									1	0	0.0	1	0	0.0	113	4	3.5
1	644	池田町									1	0	0.0	1	0	0.0	20	0	0.0
1	645	豊頃町									1	0	0.0	1	0	0.0	34	0	0.0
1	646	本別町									1	0	0.0	1	0	0.0	75	4	5.3
1	647	足寄町									1	0	0.0	1	0	0.0	89	0	0.0
1	648	陸別町									1	0	0.0	1	0	0.0	31	0	0.0
1	649	浦幌町									1	0	0.0	1	0	0.0	59	0	0.0
1	661	釧路町									1	0	0.0	1	0	0.0	58	1	1.7
1	662	厚岸町									1	0	0.0	1	0	0.0	30	0	0.0
1	663	浜中町									1	0	0.0	1	0	0.0	28	0	0.0
1	664	標茶町									1	0	0.0	1	0	0.0	38	0	0.0
1	665	弟子屈町									1	0	0.0	1	0	0.0	36	0	0.0
1	667	鶴居村									1	0	0.0	1	0	0.0	13	0	0.0
1	668	白糠町									1	0	0.0	1	0	0.0	78	1	1.3
1	691	別海町									1	0	0.0	1	0	0.0	115	1	0.9
1	692	中標津町									1	0	0.0	1	0	0.0	44	1	2.3
1	693	標津町									1	0	0.0	1	1	100.0	44	0	0.0
1	694	羅臼町									1	0	0.0	1	0	0.0	17	0	0.0

<選択肢回答>
男女共同参画に関する宣言
宣言の形態
1 首長声明
2 議会の議決
3 庁内連絡会議の決定
4 その他

都 道 府 県 コ ー ド	市 区 町 村 コ ー ド	市 区 町 村 名	目標設定の対象である審議会等の目標及び現状値					目標設定の対象である審議会等の範囲					地方自治法(第202条の3)に基づく 審議会等における登用状況					地方自治法(第180条の5)に基づく 委員会等における登用状況					(再掲) 市町村防災会議 (委員のみ)			(再掲) 市町村防災会議 (会長を含む)		
			目標 値 (%)	目標 年 度	審 議 会 等 数	うち 女 性 委 員 数	総 委 員 数	うち 女 性 委 員 数	女 性 比 率 (%)	審 議 会 等 数	うち 女 性 委 員 数	総 委 員 数	うち 女 性 委 員 数	女 性 比 率 (%)	委 員 会 等 数	うち 女 性 委 員 数	総 委 員 数	うち 女 性 委 員 数	女 性 比 率 (%)	総 委 員 数	うち 女 性 委 員 数	女 性 比 率 (%)	総 委 員 数	うち 女 性 委 員 数	女 性 比 率 (%)			
																										総 委 員 数	うち 女 性 委 員 数	女 性 比 率 (%)
		東川町											0	0	0	0		0	0	0	0							
		美瑛町											0	0	0	0		0	0	0	0							
		上富良野町											0	0	0	0		0	0	0	0							
		中富良野町											0	0	0	0		0	0	0	0							
		南富良野町											0	0	0	0		0	0	0	0							
		占冠村											0	0	0	0		0	0	0	0							
		和寒町											0	0	0	0		0	0	0	0							
		剣淵町											0	0	0	0		0	0	0	0							
		下川町											0	0	0	0		0	0	0	0							
		美深町											0	0	0	0		0	0	0	0							
		音威子府村											0	0	0	0		0	0	0	0							
		中川町											0	0	0	0		0	0	0	0							
		幌加内町											0	0	0	0		0	0	0	0							
		増毛町											1	0	6	0	0.0	0	0	0	0							
		小平町											0	0	0	0		0	0	0	0							
		苫前町											0	0	0	0		1	0	3	0	0.0						
		羽幌町											2	2	20	8	40.0	0	0	0	0							
		初山別村											1	0	2	0	0.0	0	0	0	0							
		遠別町											1	1	10	8	80.0	0	0	0	0							
		天塩町											0	0	0	0		0	0	0	0							
		猿払村											0	0	0	0		1	0	3	0	0.0						
		浜頓別町											0	0	0	0		0	0	0	0							
		中頓別町											0	0	0	0		0	0	0	0							
		枝幸町											0	0	0	0		0	0	0	0							
		豊富町											1	1	14	6	42.9	1	0	3	0	0.0						
		礼文町											0	0	0	0		0	0	0	0							
		利尻町											1	1	9	3	33.3	0	0	0	0							
		利尻富士町											1	0	13	0	0.0	0	0	0	0							
		幌延町											0	0	0	0		0	0	0	0							
		美幌町											3	2	31	7	22.6	1	0	2	0	0.0						
		津別町											0	0	0	0		0	0	0	0							
		斜里町											0	0	0	0		0	0	0	0							
		清里町											0	0	0	0		0	0	0	0							
		小清水町											0	0	0	0		0	0	0	0							
		訓子府町											0	0	0	0		0	0	0	0							
		置戸町											0	0	0	0		0	0	0	0							
		佐呂間町											0	0	0	0		0	0	0	0							
		遠軽町											0	0	0	0		0	0	0	0							
		湧別町											0	0	0	0		0	0	0	0							
		滝上町											0	0	0	0		0	0	0	0							
		興部町											0	0	0	0		0	0	0	0							
		西興部村											0	0	0	0		0	0	0	0							
		雄武町											0	0	0	0		0	0	0	0							
		大空町											0	0	0	0		0	0	0	0							
		豊浦町											0	0	0	0		0	0	0	0							
		壮瞥町											0	0	0	0		0	0	0	0							
		白老町											0	0	0	0		0	0	0	0							
		厚真町											0	0	0	0		0	0	0	0							
		洞爺湖町											0	0	0	0		0	0	0	0							

都 道 府 県	市 区 町 村	市 区 町 村 名	職員の通称又は旧姓の使用を認めていますか。	市区町村議会の議員の両立支援体制に関する調査																		
				議会名	問1	問2	問3	問4	問5	問6	問7											
					議員の出産を欠席事由として明記した規定(産休を含む)があるか。	問1で1.を選択した場合、取得することが可能な休業期間は、次のうちどれか。	問1で1.を選択した場合、出産に係る産前産後期間の明記はあるか。	問3で1.を選択した場合、該当部分の条文(本文)を記入してください。	問1で1.を選択した場合、休業期間の報酬について減額の規定はあるか。	問5で1.を選択した場合、該当部分の条文(本文)を記入してください。	議員の仕事と生活の両立の観点からの欠席事由について、以下の事由について1~4のいずれか一つに○をつけてください。 1. 明記した規定がある 2. 明記した規定はないが、運用上認めている 3. 明記した規定がなく、運用上も認めていない 4. 明記した規定がなく、過去に事例がない											
1. 明記した規定があり、認めている。 2. 明記した規定はないが、運用上認めている。 3. 明記した規定がなく、運用上も認めていない。 4. 明記した規定がなく、過去に使用した事例も判断したこともない。	左記で、1.を選択した場合、該当部分の条文(本文)を記入してください。	1. 明記した規定がある。 2. 明記した規定はないが、運用上認めている。 3. 明記した規定がなく、運用上も認めていない。 4. 明記した規定がなく、過去に事例がない。	1. 労働基準法65条の産前産後期間よりも短い。 2. 労働基準法65条の産前産後期間と同等。 3. 労働基準法65条の産前産後期間よりも長い。 4. 期間の定めはない。	1. 産前産後期間を明記した規定がある。 2. 産前産後期間を明記した規定はない。	1. あり 2. なし 3. その他	その他具体例	配偶者の出産	育児	家族の看護	家族の介護	疾病	その他										
1	204	旭川市	旭川市職員旧姓等使用取扱要綱第1条 第1条 この要綱は、職員が婚姻、養子縁組その他の自由(以下「婚姻等」という。)により、戸籍上の氏を改めた後も、婚姻等の前の戸籍上の氏(以下「旧姓」という。)を使用すること及び戸籍上の氏名を使用する場合に不利益、負担等を感じる者が日常生活において使用している氏名(以下「通称」という。)を使用することに関し必要な事項を定めるものとする。	旭川市議会	1	3	1	旭川市議会会議規則 第2条第2項 議員は、出産のため出席できないときは、出産予定日の8週間(多胎妊娠の場合にあつては、14週間)前日から当該出産の日後8週間を経過する日までの範囲内において、あらかじめ、その期間を明らかにして議長に届け出ることができる。	2			1	1	1	1	1	1					
1	205	室蘭市	室蘭市職員旧姓使用取扱要項 第3条、職員は、任命権者の承認を受けて、別表に掲げる事項において旧姓を使用することができる。	室蘭市議会事務局	1	2	1	室蘭市議会会議規則 第2条第2項 議員は、出産のため出席できないときは、出産予定日の6週間(多胎妊娠の場合にあつては、14週間)前日から当該出産の日後8週間を経過する日までの範囲内において、その期間を明らかにして、あらかじめ議長に欠席届を提出することができる。	2			1	1	1	1	1	1					
1	206	釧路市		釧路市議会	1	2	1	釧路市議会会議規則 第2条 2 議員は、出産のため出席できないときは、出産予定日の6週間(多胎妊娠の場合にあつては、14週間)前日から当該出産の日後8週間を経過する日までの範囲内において、その期間を明らかにして、あらかじめ議長に欠席届を提出することができる。	2			1	1	1	1	1	4					
1	207	帯広市		帯広市議会	1	4	2		1			帯広市議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例 第2条 6 議員が議会の会議等(定例会及び臨時会の会議並びに常任委員会、議会運営委員会及び特別委員会をいう。以下同じ。)を次に掲げる事由以外の事由により連続して欠席し、当該欠席期間が1年を超えた場合における当該1年を超えた日の属する月の翌月から議会の会議等に出席した日の属する月の前月までの当該議員の議員報酬の月額に、第1項の規定にかかわらず、同項各号に定める議員報酬の月額に100分の70を乗じて得た額とする。 (1) 帯広市議会の議員その他非常勤の職員等の公務災害補償等に関する条例(昭和42年条例第25号)第3条第2項の規定により議長が公務又は通勤により生じたと認定した災害 (2) 感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律(平成10年法律第114号)第18条第1項に規定する患者又は無症状病原体保有者であること。					4	4	2	2	1	2
1	208	北見市		北見市議会	1	2	1	北見市議会会議規則 第2条第2項 議員は、出産のため出席できないときは、出産予定日の6週間(多胎妊娠の場合にあつては、14週間)前日から当該出産の日後8週間を経過する日までの範囲内において、その期間を明らかにして、あらかじめ議長に欠席届を提出することができる。	2			1	1	1	1	1	1					
1	209	夕張市		夕張市議会	1	3	1	夕張市議会会議規則 第2条第2項 議員は、出産のため出席できないときは、出産予定日の6週間(多胎妊娠の場合にあつては、14週間)前日から当該出産の日後8週間を経過する日までの範囲内において、その期間を明らかにして、あらかじめ議長に欠席届を提出することができる。	2			1	1	1	1	1	1					
1	210	岩見沢市		岩見沢市議会	1	2	1	岩見沢市議会会議規則 第2条 2 議員は、出産のため出席できないときは、出産予定日の6週間(多胎妊娠の場合にあつては、14週間)前日から当該出産の日後8週間を経過する日までの範囲内において、その期間を明らかにして、あらかじめ議長に欠席届を提出することができる。 第3条 2 委員は、出産のため出席できないときは、出産予定日の6週間(多胎妊娠の場合にあつては、14週間)前日から当該出産の日後8週間を経過する日までの範囲内において、その期間を明らかにして、あらかじめ委員長に欠席届を提出することができる。	2			1	1	1	1	1	4					
1	211	網走市	網走市職員旧姓使用取扱規程 (旧姓使用の申請及び承認) 第2条 職員が旧姓を使用しようとするときは、戸籍上の氏を改めた日から14日以内に旧姓使用承認申請書により市長に申請してその承認を受けなければならない。 2 市長が前項に定める承認をしたときは、旧姓使用承認書により当該職員に通知するとともに、旧姓使用証明書(第1号様式)を当該職員に交付する。 (旧姓使用できる範囲) 第3条 前条に定める承認を受けた職員は、次の各号に定める場合を除き旧姓を使用できるものとする。ただし、旧姓を使用する場合においても一連の事務で氏の整合性がとれない場合は、使用することができない。 (1) 公権力の行使に関わる場合 (2) 税務署、共済組合、銀行など、外部の機関等に支障を及ぼすおそれのある場合 (3) 法令等により戸籍上の氏名を使用することが定められている場合 (4) 人事給与等関係文書で電子計算システムの変更が必要となる場合 (5) その他職務遂行上又は事務処理上、誤解や混乱を生ずるおそれのある場合	網走市議会	1	2	1	網走市議会会議規則 (欠席の届出) 第2条 議員は、公務、疾病、育児、看護、介護、配偶者の出産補助その他のやむを得ない事由のため出席できないときは、その理由を付け、当日の開議時刻までに議長に届け出なければならない。 2 議員は、出産のために出席できないときは、出産予定日の6週間(多胎妊娠の場合にあつては、14週間)前日から当該出産の日後8週間を経過する日までの範囲内において、その期間を明らかにして、あらかじめ議長に欠席届を提出することができる。	2			1	1	1	1	1	1					

都 道 府 県	市 区 町 村	市 区 町 村 名	職員の通称又は旧姓の使用を認めていますか。	市区町村議会の議員の両立支援体制に関する調査																					
				問1 議員の出産を欠席事由として明記した規定(産休を含む)があるか。	問2 問1で1.を選じた場合、取得することが可能な休業期間は、次のうちどれか。	問3 問1で1.を選じた場合、取得することが可能な産前産後期間の明記はあるか。	問4 問3で1.を選じた場合、該当部分の条文(本文)を記入してください。	問5 問1で1.を選じた場合、休業期間の報酬について減額の規定はあるか。	問6 問5で1.を選じた場合、該当部分の条文(本文)を記入してください。	問7 議員の仕事と生活の両立の観点からの欠席事由について、以下の事由について1~4のいずれか一つに○をつけてください。 1. 明記した規定がある 2. 明記した規定はないが、運用上認めている 3. 明記した規定がなく、運用上も認めていない 4. 明記した規定がなく、過去に事例がない															
											議会名	1. あり 2. なし 3. その他	その他具体例	配偶者の 出産	育児	家族の 看護	家族の 介護	疾病	その他						
			1. 明記した規定があり、認めている。 2. 明記した規定はないが、運用上認めている。 3. 明記した規定がなく、運用上も認めていない。 4. 明記した規定がなく、過去に使用した事例も判断したこともない。	左記で、1.を選じた場合、該当部分の条文(本文)を記入してください。	1. 明記した規定がある。 2. 明記した規定はないが、運用上認めている。 3. 明記した規定がなく、運用上も認めていない。 4. 明記した規定がなく、過去に事例がない。	1. 労働基準法65条の産前産後期間よりも短い。 2. 労働基準法65条の産前産後期間と同等。 3. 労働基準法65条の産前産後期間よりも長い。 4. 期間の定めはない。	1. 産前産後期間を明記した規定がある。 2. 産前産後期間を明記した規定はない。		1. あり 2. なし 3. その他	その他具体例															
1	212	留萌市	2		留萌市議会	1	3	1	留萌市議会会議規則・留萌市議会委員会条例 留萌市議会会議規則第2条第2項 議員は、出産のため出席できないときは、出産予定日の8週間(多胎妊娠の場合にあっては、14週間)前日から当該出産の日後8週間を経過する日までの範囲内において、その期間を明らかにして、あらかじめ議長に欠席届を提出することができる。 留萌市議会委員会条例第19条第2項 委員は、出産のため出席できないときは、出産予定日の8週間(多胎妊娠の場合にあっては、14週間)前日から当該出産の日後8週間を経過する日までの範囲内において、その期間を明らかにして、あらかじめ委員長に欠席届を提出することができる。		2														
1	213	苫小牧市	1	苫小牧市職員旧姓使用に関する取扱要綱 別紙のとおり	苫小牧市議会	1	2	1	苫小牧市議会会議規則 第2条第2項 議員は、出産のため出席できないときは、出産予定日の6週間(多胎妊娠の場合にあっては、14週間)前日から当該出産の日後8週間を経過する日までの範囲内において、その期間を明らかにして、あらかじめ議長に欠席届を提出することができる。		2														
1	214	稚内市	2		稚内市議会	1	2	1	稚内市議会会議規則 第2条 議員は、出産のため出席できないときは、出産予定日の6週間(多胎妊娠の場合にあっては、14週間)前日から当該出産の日後8週間を経過する日までの範囲内において、その期間を明らかにして、あらかじめ議長に欠席届を提出することができる。		2														
1	215	美唄市	1	美唄市職員旧姓使用取扱要綱 (趣旨)第1条 この要綱は、職員(地方公務員法(昭和25年法律261号)第3条第2項に規定する一般職に属する職員をいう。)が、在職中に婚姻、養子縁組その他の事由(以下「婚姻等」という。)により、戸籍上の氏を改めた後も、引き続き婚姻等の戸籍上の氏(以下「旧姓」という。)を文書等に使用することに關し、必要な事項を定めるものとする。	美唄市議会	1	2	1	美唄市議会会議規則 第2条第2項 議員は、出産のため出席できないときは、出産予定日の6週間(多胎妊娠の場合にあっては、14週間)前日から当該出産の日後8週間を経過する日までの範囲内において、その期間を明らかにして、あらかじめ議長に欠席届を提出することができる。		2														
1	216	戸別市	1	戸別市職員の旧姓使用に関する要綱 第3条 旧姓を使用することができる文書等は、法令等に抵触するおそれなく、かつ、職務遂行上支障がないと認められる文書等で、別表に掲げる基準のいずれかに該当するものとする。	戸別市議会	1	3	1	戸別市議会会議規則 第2条の2 前項の規定にかかわらず、議員は、出産のため欠席するときは、当該出産予定日の8週間(多胎妊娠の場合にあっては、14週間)前日から当該出産の予定日(議員が出産したときは、当該出産の日)後8週間を経過する日までの範囲内で、欠席する期間を明らかにして、あらかじめ議長に欠席届を提出することができる。		1														
1	217	江別市	2		江別市議会	1	2	1	江別市議会会議規則 (欠席の届出) 第2条 議員は、公務、疾病、看護、介護、配偶者の出産補助その他のやむを得ない事由のため出席できないときは、その理由を付け、当日の開議時刻までに議長に届けなければならない。 2 議員は、出産のため出席できないときは、出産予定日の6週間(多胎妊娠の場合にあっては、14週間)前日から当該出産の日後8週間を経過する日までの範囲内において、その期間を明らかにして、あらかじめ議長に届け出ることができる。		2														
1	218	赤平市	4		赤平市議会	1	2	1	赤平市議会 会議規則(第88条第2項) 第88条 委員は、事故のため出席できないときは、その理由を付け、当日の開議時刻までに委員長に届けなければならない。 2 委員は、出産のため出席できないときは、日数を定めて、あらかじめ委員長に欠席届を提出することができる。		2														
1	219	紋別市	2		紋別市議会	1	4	2	士別市議会会議規則 第2条(略) 2 議員は、出産のため出席できないときは、出産予定日の8週間(多胎妊娠の場合にあっては、14週間)前日から当該出産の日後8週間を経過する日までの範囲内において、その期間を明らかにして、あらかじめ議長に欠席届を提出することができる。		2														
1	220	士別市	4		士別市議会	1	3	1	名寄市議会会議規則 第2条 2 議員は、出産のため出席できないときは、出産予定日の6週間(多胎妊娠の場合にあっては、14週間)前日から当該出産の日後8週間を経過する日までの範囲内において、その期間を明らかにして、あらかじめ議長に欠席届を提出することができる。		1														
1	221	名寄市	2		名寄市議会	1	2	1	名寄市議会議員の議員報酬等の特例に関する条例 (適用除外) 第8条 次に掲げる事由により議会活動を長期間休止したときは、第5条及び前条の規定は適用しない。 (3) 女性の議員の妊娠又は出産(次に掲げる期間の範囲内であつて、かつ、市議会の会議等を欠席することについて当該議員が議長及び委員長に届け出ている場合に限る。)		1														
1	222	三笠市	2		三笠市議会	4																			

都 道 府 県	市 区 町 村	市 区 町 村 名	職員の通称又は旧姓の使用を認めていますか。	市区町村議会の議員の両立支援体制に関する調査																									
				問1 議員の出産を欠席事由として明記した規定(産休を含む)があるか。	問2 問1で1.を選じた場合、取得することが可能な休業期間は、次のうちどれか。	問3 問1で1.を選じた場合、出産に係る産前産後期間の明記はあるか。	問4 問3で1.を選じた場合、該当部分の条文(本文)を記入してください。	問5 問1で1.を選じた場合、休業期間の報酬について減額の規定はあるか。	問6 問5で1.を選じた場合、該当部分の条文(本文)を記入してください。	問7 議員の仕事と生活の両立の観点からの欠席事由について、以下の事由について1~4のいずれか一つに○をつけてください。 1. 明記した規定がある 2. 明記した規定はないが、運用上認めている 3. 明記した規定がなく、運用上も認めていない 4. 明記した規定がなく、過去に事例がない																			
											1. あり 2. なし 3. その他	その他具体例	配偶者の 出産	育児	家族の 看護	家族の 介護	疾病	その他											
			1. 明記した規定があり、認めている。 2. 明記した規定はないが、運用上認めている。 3. 明記した規定がなく、運用上も認めていない。 4. 明記した規定がなく、過去に使用した事例も判断したこともない。	左記で、1.を選じた場合、該当部分の条文(本文)を記入してください。	1. 明記した規定がある。 2. 明記した規定はないが、運用上認めている。 3. 明記した規定がなく、運用上も認めていない。 4. 明記した規定がなく、過去に事例がない。	1. 労働基準法65条の産前産後期間よりも短い。 2. 労働基準法65条の産前産後期間と同等。 3. 労働基準法65条の産前産後期間よりも長い。 4. 期間の定めはない。	1. 産前産後期間を明記した規定がある。 2. 産前産後期間を明記した規定はない。																						
			根室市職員旧姓使用取扱要綱 (趣旨) 第1条 この要綱は、職員が、在職中に婚姻、養子縁組その他の事由(以下「婚姻等」という。)により、戸籍上の氏を改めた後も、引き続き婚姻等の前の戸籍上の氏(以下「旧姓」という。)を職務上使用することに関し、必要な事項を定めるものとする。	根室市議会	1	3	1	根室市議会会議規則 (欠席の届出) 第2条 議員は、出産のため出席できないときは、出産予定日の8週間(多胎妊娠の場合にあっては、14週間)前の日から当該出産の日後8週間を経過する日までの範囲内において、その期間を明らかにして、あらかじめ議長に欠席届を提出することができる。	2																				
			千歳市職員旧姓使用取扱要綱第3条 (旧姓使用) 第3条 職員は、任命権者の承認を受けて、別表に掲げる事項を除き、旧姓を使用することができる。 別表(第3条関係) (1) 職員の身分に係るもの(例) 辞令書(発令行為の文書を含む。)、宣誓書、履歴書、身分等の証明書、在職証明書、退職願等 (2) 職員の権利義務に係るもので、他に与える影響が大きいもの(例) 給与明細書、給与手当、源泉徴収票、市に対する債権及び債務に関する文書等 (3) 公権力の行使に係るもの(例) 許認可、立入検査、徴税法等に基づく行政処分に係る文書、その他職員の身分に基づいて行う対外的な行政行為に係る文書等 (4) その他旧姓使用によって、実務上の混乱が生じるおそれがあると任命権者が判断するもの	千歳市議会	1	4	2		1				千歳市議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例 第3条 議長、副議長及び議員の議員報酬は、引き続き6月を超えて会議(定例会、臨時会、常任委員会、議会運営委員会及び特別委員会に限る。以下同じ。)に出席しないときは議員報酬額の100分の30を、引き続き1年を超えて会議に出席しないときは議員報酬額の100分の50を減額する。ただし、次に掲げる理由により会議に出席できないときは、この限りでない。 (1) 千歳市議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例(昭和42年千歳市条例第36号)に規定する公務上の災害 (2) 災害その他の個人の責めによらない事故等の場合で、議長が公務上の災害に準ずると認めるもの 2 前項の規定は、引き続き6月又は1年を超えて会議に出席しないこととなる日の属する月の翌月分の議員報酬から適用する。 3 第1項の規定により議員報酬額を減額された者が会議に出席したときは、会議に出席した日の属する月の翌月分(会議に出席した日が月の初日である場合は、当該月分)から第1条の議員報酬を支給する																
				滝川市議会	1	3	1	滝川市議会会議規則 第2条 2 議員は、出産のため出席できないときは、出産予定日の6週間(多胎妊娠の場合にあっては、14日間)前の日から当該出産の日後8週間を経過する日までの範囲内において、その期間を明らかにして、あらかじめ議長に欠席届を提出することができる。	2																				
				砂川市議会	1	2	1	砂川市議会会議規則 第2条 議員は、公務、疾病、育児、看護、介護、配偶者の出産補助その他のやむを得ない事由のため出席できないときは、その理由を付け、当日の開議時刻までに議長に届けなければならない。 2 議員は、出産のため出席できないときは、出産予定日の6週間(多胎妊娠の場合にあっては、14週間)前の日から当該出産の日後8週間を経過する日までの範囲内において、その期間を明らかにして、あらかじめ議長に欠席届を提出することができる。	2																				
				歌志内市議会	1	2	1	歌志内市議会会議規則 (欠席の届出) 第2条 議員は、公務、疾病、育児、看護、介護、配偶者の出産補助その他のやむを得ない事由のため出席できないときは、その理由を付け、当日の開議時刻までに議長に届けなければならない。 2 議員は、出産のため出席できないときは、出産予定日の6週間(多胎妊娠の場合にあっては、14週間)前の日から当該出産の日後8週間を経過する日までの範囲内において、その期間を明らかにして、あらかじめ議長に欠席届を提出することができる。	2																				
				深川市議会	1	3	1	深川市議会会議規則 第2条第2項 議員は、出産のため出席できないときは、出産予定日の8週間(多胎妊娠の場合にあっては、14週間)前の日から当該出産の日後8週間を経過する日までの範囲内において、その期間を明らかにして、あらかじめ議長に欠席届を提出することができる。	2																				
			富良野市職員の旧姓使用取扱規定 第1条 この規程は、婚姻、養子縁組その他の事由により、戸籍上の氏を改めた職員について、引き続き改姓前の氏(以下「旧姓」という。)を市の文書等において使用することに関し、必要な事項を定めるものとする。	富良野市議会	1	3	1	富良野市議会議員規則 第2条第2項 議員は、出産のため出席できないときは、出産予定日の8週間(多胎出産の場合は14週間)前の日から当該出産の日後8週間(多胎出産の場合は10週間)を経過する日までの範囲内において、その期間を明らかにして、あらかじめ議長に欠席届を提出し、議長に欠席届を提出することができる。	2																				
			登別市職員旧姓使用取扱要綱 第1条 この訓令は、婚姻、養子縁組その他の事由によって氏を改めた後も、引き続き変更前の戸籍上の氏(以下「旧姓」という。)を文書等に使用することにより、職員(地方公務員法(昭和25年法律第261号)第3条第2項に規定する一般職並びに同条第3項第2号及び第3号に定める特別職をいう。以下同じ。)の個性が尊重され、能力を発揮しやすい職場環境の整備を図ることを目的とする。	登別市議会	1	3	1	登別市議会会議規則 第2条第2項 職員は出産のため欠席するとき、出産予定日の8週間(多胎妊娠の場合にあっては、14週間)前の日から当該出産の日後8週間を経過する日までの範囲内において、その期間を明らかにして、あらかじめ議長に届け出すことができます。(別記様式第1号)	2																				

都 道 府 県 市 区 町 村 コ ロ ニ ヤ ド	市 区 町 村 名	職員の通称又は旧姓の使用を認めていますか。	市区町村議会の議員の両立支援体制に関する調査															
			問1 議員の出産を欠席事由として明記した規定(産休を含む)があるか。	問2 問1で1.を選択した場合、取得することが可能な休業期間は、次のうちどれか。	問3 問1で1.を選択した場合、出産に係る産前産後期間の明記はあるか。	問4 問3で1.を選択した場合、該当部分の条文(本文)を記入してください。	問5 問1で1.を選択した場合、休暇期間の報酬について減額の規定はあるか。	問6 問5で1.を選択した場合、該当部分の条文(本文)を記入してください。	問7 議員の仕事と生活の両立の観点からの欠席事由について、以下の事由について1~4のいずれか一つに○をつけてください。 1. 明記した規定がある 2. 明記した規定はないが、運用上認めている 3. 明記した規定がなく、運用上も認めていない 4. 明記した規定がなく、過去に事例がない									
			議 会 名	1. 明記した規定がある。 2. 明記した規定はないが、運用上認めている。 3. 明記した規定がなく、運用上も認めていない。 4. 明記した規定がなく、過去に事例がない。	1. 労働基準法65条の産前産後期間よりも短い。 2. 労働基準法65条の産前産後期間と同等。 3. 労働基準法65条の産前産後期間よりも長い。 4. 期間の定めはない。	1. 産前産後期間を明記した規定がある。 2. 産前産後期間を明記した規定はない。	1. あり 2. なし 3. その他	その他具体例	配偶者の 出産	育児	家族の 看護	家族の 介護	疾病	その他				
1304	新篠津村	<p>新篠津村職員旧姓使用取扱要綱</p> <p>○新篠津村職員旧姓使用取扱要綱</p> <p>令和2年10月16日</p> <p>要綱第27号</p> <p>(趣旨)</p> <p>第1条 この要綱は、職員が在職中に婚姻、養子縁組その他の事由(以下「婚姻等」という。)により、戸籍上の氏を改めた後も、引き続き婚姻等の前の戸籍上の氏(以下「旧姓」という。)を職務上使用することに関し、必要な事項を定めるものとする。</p> <p>(定義)</p> <p>第2条 この要綱において旧姓を使用できる職員は、次に掲げるものをいう。</p> <p>(1) 地方公務員法(昭和25年法律第261号。以下「地公法」という。)第3条第2項に規定する職員</p> <p>(2) 地公法第22条の2第1項に規定する会計年度任用職員</p> <p>(旧姓使用の範囲)</p> <p>第3条 旧姓を使用できる文書等は、旧姓を使用して法令等に抵触するおそれなく、かつ、職務遂行上支障がないと認められる文書等とし、おおむね別表第1に掲げるものとする。</p> <p>2 旧姓を使用することができない文書等は、旧姓を使用することにより特別な法律関係を生じおそれのあるもので、おおむね別表第2に掲げるものとする。</p> <p>(旧姓使用の申請)</p> <p>第4条 旧姓を使用しようとする職員は、旧姓使用申請書(様式第1号)を村長に提出しなければならない。</p> <p>(旧姓使用の承認)</p> <p>第5条 村長は、旧姓使用を承認したときは、旧姓使用承認通知書(様式第2号)により、当該職員に通知するものとする。</p> <p>(旧姓使用の中止)</p> <p>第6条 前条の規定により旧姓の使用の承認を受けた職員が、その使用を中止しようとするときは、旧姓使用中届(様式第3号)を村長に提出しなければならない。</p> <p>(台帳の整備)</p> <p>第7条 村長は、旧姓使用職員台帳(様式第4号)を備え、旧姓使用の適正な管理運営に努めなければならない。</p> <p>(責務)</p> <p>第8条 第5条の規定により旧姓の使用の承認を受けた職員は、旧姓を使用するに当たって、公務の遂行上混乱を与えないよう適正な使用に努めなければならない。</p> <p>(委任)</p> <p>第9条 この要綱に定めるもののほか、職員の旧姓の使用に関し、必要な事項は村長が別に定める。</p> <p>附 則</p> <p>(施行期日)</p> <p>1 この要綱は、公布の日から施行する。</p> <p>(経過措置)</p> <p>2 この要綱の施行日前に在職中に婚姻等により戸籍上の氏を改めた職員は、第4条の旧姓使用申請書を提出することにより、旧姓の使用の承認を受けることができる。</p> <p>別表第1(第3条関係)</p> <p>旧姓を使用することができるもの</p> <p>基準</p> <p>例</p> <p>1 単に氏名が記載された文書等</p> <p>記名章(名札)、名刺、職場での呼称、座席表、機構図、内線番号簿</p> <p>2 組織内部で使用される文書等で、職員の同一性を容易に確認できるもの</p> <p>起案文書及び決裁文書に係る署名、押印、グループウェアの氏名、支出負担行為等会計伝票</p> <p>3 職員の権利、義務等に関する文書等で、職員の同一性を容易に確認でき、旧姓使用を原因とする係争のおそれがないもの</p> <p>時間外等勤務命令書兼復命書、週休日指定簿、出勤簿、休暇等処理簿、営利企業等従事許可願、通勤届、住居届、扶養親族届、出張届及び復命書、出張命令簿、人事異動内示表</p>	新篠津村議会	1	4	2		2					2	2	2	2	2	2

都 道 府 県	市 区 町 村	市 区 町 村 名	市区町村議会の議員の両立支援体制に関する調査													
			職員の通称又は旧姓の使用を認めていますか。		問1 議員の出産を欠席事由として明記した規定(産休を含む)があるか。	問2 問1で1.を選択した場合、取得することが可能な休業期間は、次のうちどれか。	問3 問1で1.を選択した場合、出産に係る産前産後期間の明記はあるか。	問4 問3で1.を選択した場合、該当部分の条文(本文)を記入してください。	問5 問1で1.を選択した場合、休暇期間の報酬について減額の規定はあるか。	問6 問5で1.を選択した場合、該当部分の条文(本文)を記入してください。	問7 議員の仕事と生活の両立の観点からの欠席事由について、以下の事由について1~4のいずれか一つに○をつけてください。 1. 明記した規定がある 2. 明記した規定はないが、運用上認めている 3. 明記した規定がなく、運用上も認めていない 4. 明記した規定がなく、過去に事例がない					
			1. 明記した規定があり、認めている。 2. 明記した規定はないが、運用上認めている。 3. 明記した規定がなく、運用上も認めていない。 4. 明記した規定がなく、過去に使用した事例も判断したこともない。	左記で、1.を選択した場合、該当部分の条文(本文)を記入してください。	1. 明記した規定がある。 2. 明記した規定はないが、運用上認めている。 3. 明記した規定がなく、運用上も認めていない。 4. 明記した規定がなく、過去に事例がない。	1. 労働基準法65条の産前産後期間よりも短い。 2. 労働基準法65条の産前産後期間と同等。 3. 労働基準法65条の産前産後期間よりも長い。 4. 期間の定めはない。	1. 産前産後期間を明記した規定がある。 2. 産前産後期間を明記した規定はない。	1. あり 2. なし 3. その他	その他具体例	配偶者の 出産	育児	家族の 看護	家族の 介護	疾病	その他	
			4 対外的に使用される文書等で、法令上特別な効果を生じるおそれのないもの 村民等に対する事務連絡文書等の担当者名 5 その他 その他法令等に基づかない文書等で、専ら職員間で使用している文書、軽易な文書等で、公務遂行上旧姓を使用しても支障がないと村長が認めるもの 別表第2(第3条関係) 旧姓を使用することができないもの 基準 例 1 職員の身分関係に関わる文書等で、法令等に根拠があるもの又は法令等に基づく事務処理等に与える影響の大きいもの 職員の身分証明書、法令に基づく身分証明書(徴税吏員証等)、服務の宣誓書、辞令書、退職願、分限、懲戒等の処分に関するもの、人事記録カード、在職証明書等の証明関係書類 2 職員の権利義務関係に関わる文書等で、法令等に根拠があるもの又は法令等に基づく事務処理等に与える影響の大きいもの 給与所得者の扶養控除等(異動)申告書等の税務署等に関するもの、共済組合に関するもの、退職手当組合に関するもの、各種社会保険に関するもの、公務災害関係書類、健康診断関係文書 3 公権力の行使に係るもの等、対外的に大きな影響を与えるおそれがあるもの 許認可、立入検査及び徴税等法令等に基づく行政処分に係る文書、その他職員の身分に基づいて行う行政行為に係る文書、契約書及び協定書等、私人との法律上の関係を発生させる文書、官公庁等に係る提出書類													
1	304	新篠津村														
1	331	松前町	4		松前町議会	1	2	1		2		2	2	2	2	2
1	332	福島町	4		福島町議会	1	2	1		1		1	1	1	1	1
1	333	知内町	4		知内町議会	1	3	2		2		3	3	3	2	3
1	334	木古内町	2		木古内町議会	2						1	3	3	3	1
1	337	七飯町	1	七飯町職員旧姓使用取扱要綱 (旧姓の使用) 第2条 職員は、この要綱の定めるところにより、文書等(次に掲げるものを除く。第8条において同じ。)に旧姓を使用することができる。 (1) 税務署、北海道市町村職員共済組合、北海道市町村職員福祉協会、北海道市町村職員退職手当組合、地方公務員災害補償基金、日本年金機構、金融機関等の機関又は法人の円滑な事務の遂行に支障を及ぼすおそれのある文書等 (2) 人事給与システムに登録された情報に基づく文書(前号に該当するもの及び辞令書を除く。) (3) 前2号に掲げるもののほか、旧姓を使用することにより法令上又は実務上支障が生じると認められる文書等	七飯町議会	1	3	1		3		1	1	1	1	1
1	343	鹿部町	4		鹿部町議会	1	3	1		2		1	1	1	1	1

都 道 府 県	市 区 町 村	市 区 町 村 名	職員の通称又は旧姓の使用を認めていますか。	市区町村議会の議員の両立支援体制に関する調査																		
				問1 議員の出産を欠席事由として明記した規定(産休を含む)があるか。	問2 問1で1.を選じた場合、取得することが可能な休業期間は、次のうちどれか。	問3 問1で1.を選じた場合、出産に係る産前産後期間の明記はあるか。	問4 問3で1.を選じた場合、該当部分の条文(本文)を記入してください。	問5 問1で1.を選じた場合、休暇期間の報酬について減額の規定はあるか。	問6 問5で1.を選じた場合、該当部分の条文(本文)を記入してください。		問7 議員の仕事と生活の両立の観点からの欠席事由について、以下の事由について1~4のいずれか一つに○をつけてください。 1. 明記した規定がある 2. 明記した規定はないが、運用上認めている 3. 明記した規定がなく、運用上も認めていない 4. 明記した規定がなく、過去に事例がない											
									議会名	1. 明記した規定がある。 2. 明記した規定はないが、運用上認めている。 3. 明記した規定がなく、運用上も認めていない。 4. 明記した規定がなく、過去に事例がない。	1. 労働基準法65条の産前産後期間よりも短い。 2. 労働基準法65条の産前産後期間と同等。 3. 労働基準法65条の産前産後期間よりも長い。 4. 期間の定めはない。	1. 産前産後期間を明記した規定がある。 2. 産前産後期間を明記した規定はない。	1. あり 2. なし 3. その他	その他具体例	配偶者の 出産	育児	家族の 看護	家族の 介護	疾病	その他		
1	395	ニセコ町	1. 明記した規定があり、認めている。 2. 明記した規定はないが、運用上認めている。 3. 明記した規定がなく、運用上も認めていない。 4. 明記した規定がなく、過去に使用した事例も判断したこともない。	左記で、1.を選じた場合、該当部分の条文(本文)を記入してください。	ニセコ町議会	1	2	1	ニセコ町議会会議規則 (欠席の届け出)第2条 議員は、公務、出産、育児、介護、配偶者の出産補助その他やむを得ない事由のため出席できないときは、その理由を付け、当日の開議時刻までに議長に届けなければならない。2 前項の規定にかかわらず、議員が出産のため出席できないときは、出産予定日の6週間(多胎妊娠の場合にあっては、14週間)前日から当該出産の日後8週間を経過する日までの範囲内において、その期間を明らかにして、あらかじめ議長に欠席届を提出することができる。	2						4	4	4	4	4	2	
1	396	真狩村			真狩村議会	4			留寿都村議会規則 (欠席の届出) 第2条 省略 2 前項の規定にかかわらず、議員が出産のため出席できないときは、出産予定日の6週間(多胎妊娠の場合にあっては、14週間)前日から当該出産の日後8週間を経過する日までの範囲内において、その期間を明らかにして、あらかじめ議長に欠席届を提出することができる。	2						2	2	2	2	2	3	
1	397	留寿都村		(趣旨) 第1条 この訓令は、留寿都村の職員が婚姻、養子縁組その他の事由(以下「婚姻等」という。)により戸籍上の氏を改めた後も、引き続き婚姻等の前の戸籍上の氏(以下「旧姓」という。)を文書等に使用する手続等に関し必要な事項を定めるものとする	留寿都村議会	1	2	1	留寿都村議会規則 (欠席の届出) 第2条 省略 2 前項の規定にかかわらず、議員が出産のため出席できないときは、出産予定日の6週間(多胎妊娠の場合にあっては、14週間)前日から当該出産の日後8週間を経過する日までの範囲内において、その期間を明らかにして、あらかじめ議長に欠席届を提出することができる。	2						1	1	1	1	1	4	
1	398	喜茂別町			喜茂別町議会	1	4	2	京極町議会会議規則 (欠席の届出)第2条 議員は、公務、傷病、出産、育児、看護、介護、配偶者の出産補助その他やむを得ない事由のため出席できないときは、その理由を付け、当日の開議時刻までに議長に届けなければならない。2 前項の規定にかかわらず、議員が出産のため出席できないときは、出産予定日の6週間(多胎妊娠の場合にあっては、14週間)前日から当該出産の日後8週間を経過する日までの範囲内において、その期間を明らかにして、あらかじめ議長に欠席届を提出することができる。	2							4	4	4	4	2	
1	399	京極町			京極町議会	1	2	1	京極町議会会議規則 (欠席の届出)第2条 議員は、公務、傷病、出産、育児、看護、介護、配偶者の出産補助その他やむを得ない事由のため出席できないときは、その理由を付け、当日の開議時刻までに議長に届けなければならない。2 前項の規定にかかわらず、議員が出産のため出席できないときは、出産予定日の6週間(多胎妊娠の場合にあっては、14週間)前日から当該出産の日後8週間を経過する日までの範囲内において、その期間を明らかにして、あらかじめ議長に欠席届を提出することができる。	2						1	1	1	1	1	1	
1	400	倶知安町			倶知安町議会	1	3	1	倶知安町議会会議規則 (欠席の届出) 第2条 議員は、公務、傷病、出産、育児、看護、介護、配偶者の出産補助その他やむを得ない事由のため出席できないときは、その理由を付け、当日の開議時刻までに議長に届けなければならない。2 前項の規定にかかわらず、議員が出産のため出席できないときは、出産予定日の6週間(多胎妊娠の場合にあっては、14週間)前日から当該出産の日後8週間を経過する日までの範囲内において、その期間を明らかにして、あらかじめ議長に欠席届を提出することができる。	2						2	2	2	2	2	2	
1	401	共和町			共和町議会	1	2	1	共和町議会会議規則 (第2条第3項)第1項の規定にかかわらず、議員が出産のため出席できないときは、出産予定日の6週間(多胎の場合にあっては、14週間)前日から当該出産の日後8週間を経過する日までの範囲内において、その期間を明らかにして、あらかじめ議長に欠席届を提出することができる。	2						1	1	1	1	1	4	
1	402	岩内町			岩内町議会	1	2	1	岩内町議会会議規則 (欠席等の届出) 第2条 議員は、公務、傷病、出産、育児、看護、介護、配偶者の出産補助その他やむを得ない事由のため出席できないときは、その理由を付け、当日の開議時刻までに議長に届けなければならない。2 前項の規定にかかわらず、議員が出産のため出席できないときは、出産予定日の6週間(多胎妊娠の場合にあっては、14週間)前日から当該出産の日後8週間を経過する日までの範囲内において、その期間を明らかにして、あらかじめ議長に欠席届を提出することができる。 3 議員は、閉会中においても、7日以上議員活動ができない事由が生じたときは、その旨を口頭又は書面で議長に届けなければならない。また、議員活動ができることとなったときも同様とする。	1						1	1	1	1	1	1	
1	403	泊村			泊村議会	4			岩内町議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例 (議員報酬の減額) 第2条の3 議員が、議員活動をできない期間が90日を超えたときは、第2条の規定にかかわらず議員報酬を減額する。ただし、議員活動ができない事由が次の各号のいずれかに該当する場合は、この限りでない。 (1) 北海道町村議会議員公務災害補償等組合が認める公務災害による療養 (2) 議員が町から要請されて陳情活動した際の事故による療養 (3) 町長が招集する会議又は町の要請により各種の行事等に参加した際の事故による療養 (4) 議長が招集する会議又は議長が要請あるいは認めた会議及び行事等に出席した際の事故による療養 (5) 行政視察に参加した際の事故による療養 (6) 災害の折、議員として災害対策事務に従事した際の事故による療養 (7) その他議長が特に認めたもの 2 議員活動ができない期間は、岩内町議会会議規則(昭和36年岩内町議会規則第2号)第2条第2項に規定する届出を要する事由が生じた日の翌日を初日として算定するものとする。 3 議員報酬を減額する期間は、議員活動ができない期間が90日、180日を経過した日の属する月の翌月(その日が月の初日であるときはその月)から議員活動ができることとなった日の属する月(その日が月の初日であるときはその月の前月)までとする。 4 前項の期間に減額する額は、次の表に定める議員活動ができない期間に応じた減額の割合を第2条に定める議員報酬の月額に乘じて得た額とする。 議員活動ができない期間減額の割合 90日以上180日未満100分の20 180日以上100分の30	1						1	1	1	1	1	1	
1	404	神恵内村			神恵内村議会	2										2	2	2	2	2	2	

都 道 府 県 コ ロ ド	市 区 町 村 名	職員の通称又は旧姓の使用を認めていますか。	市区町村議会の議員の両立支援体制に関する調査																		
			問1 議員の出産を欠席事由として明記した規定(産休を含む)があるか。	問2 問1で1.を選じた場合、取得することが可能な休業期間は、次のうちどれか。	問3 問1で1.を選じた場合、出産に係る産前産後期間の明記はあるか。	問4 問3で1.を選じた場合、該当部分の条文(本文)を記入してください。	問5 問1で1.を選じた場合、休暇期間の報酬について減額の規定はあるか。	問6 問5で1.を選じた場合、該当部分の条文(本文)を記入してください。	問7 議員の仕事と生活の両立の観点からの欠席事由について、以下の事由について1~4のいずれか一つに○をつけてください。 1. 明記した規定がある 2. 明記した規定はないが、運用上認めている 3. 明記した規定がなく、運用上も認めていない 4. 明記した規定がなく、過去に事例がない												
									議会名	1. あり 2. なし 3. その他	その他具体例	配偶者の 出産	育児	家族の 看護	家族の 介護	疾病	その他				
1	427 由仁町	1	<p>1. 明記した規定があり、認めている。</p> <p>2. 明記した規定はないが、運用上認めている。</p> <p>3. 明記した規定がなく、運用上も認めていない。</p> <p>4. 明記した規定がなく、過去に使用した事例も判断したこともない。</p> <p>左記で、1.を選じた場合、該当部分の条文(本文)を記入してください。</p>	1. 明記した規定がある。	1. 労働基準法65条の産前産後期間よりも短い。	1. 産前産後期間を明記した規定がある。	由仁町議会会議規則	2													
1	428 長沼町	1	<p>長沼町職員旧姓使用取扱要領</p> <p>(趣旨)</p> <p>第1条 この要領は、職員(地方公務員法(昭和25年法律第261号)第3条第2項に規定する一般職に属する職員をいう。以下同じ。)が婚姻、養子縁組その他の事由(以下「婚姻等」という。)により戸籍の氏を改めた後、婚姻等の前の戸籍の氏(以下「旧姓」という。)を文書等に使用することに関し必要な事項を定めるものとする。</p> <p>(旧姓使用の申請)</p> <p>第2条 職員は、文書等に旧姓を使用しようとするときは、旧姓及び戸籍の氏を証する書面を添付した旧姓使用承認申請書(別記様式第1号)を所属長を経由して町長に提出しなければならない。</p> <p>(旧姓使用の承認)</p> <p>第3条 町長は、前条の旧姓使用承認申請書の提出があった場合において、職務遂行上又は事務処理上誤解や混乱を招くおそれがないと認めるときは、旧姓の使用を承認するものとする。</p> <p>2 町長は、前項の承認をしたときは、旧姓使用承認通知書(別記様式第2号)により所属長を経由して当該職員に通知するとともに、旧姓使用職員台帳(別記様式第3号)により整理するものとする。</p> <p>(承認の取消)</p> <p>第4条 町長は、前条第2項の承認を受けた職員(以下「旧姓使用職員」という。)の旧姓の使用が職務遂行上又は事務処理上支障があると認めるときは、旧姓の使用の承認を取り消すことができる。</p> <p>2 町長は、旧姓の使用の承認を取り消すときは、所属長を経由して当該職員に通知するものとする。</p> <p>(旧姓使用の中止)</p> <p>第5条 旧姓使用職員が旧姓の使用を中止しようとするときは、あらかじめ旧姓使用中止届(別記様式第4号)を所属長を経由して町長に提出しなければならない。</p> <p>2 旧姓使用を中止した職員が再び同じ旧姓を使用することは、原則として認めないものとする。</p> <p>(他の任命権者から異動した場合の取扱い)</p> <p>第6条 町長以外の任命権者から旧姓使用を承認された職員が転入し又は併任され、引き続き旧姓を使用しようとするときは、旧姓使用承認通知書の写しを所属長を経由して町長に提出することにより旧姓使用の承認があったものとみなす。</p> <p>(旧姓を使用できる文書等)</p> <p>第7条 旧姓を使用できる文書等は、法令等に抵触するおそれなく、専ら職員間で使用している文書等又は軽易な文書等で職務遂行上又は事務処理上誤解や混乱を招くおそれがないものであって、別表第1に掲げるものとする。</p> <p>2 旧姓を使用できない文書等は、おおむね別表第2のとおりとする。</p> <p>(職員の責務)</p> <p>第8条 旧姓使用職員は、前条第1項に定める文書等において統一して旧姓を使用するとともに、旧姓の使用に当たって、常に町民や他の職員などに誤解や混乱が生じないように努めなければならない。</p> <p>2 所属長は、所属職員の旧姓の使用に関して適切な運用が図られるように努めなければならない。</p> <p>(その他)</p> <p>第9条 この要領に定めるもののほか、職員の旧姓の使用に関し必要な事項は、町長が別に定める。</p>	1	2	1	長沼町議会会議規則	2													
1	429 栗山町	2				栗山町議会会議規則	2														

都 道 府 県	市 区 町 村	市 区 町 村 名	市区町村議会の議員の両立支援体制に関する調査																				
			職員の通称又は旧姓の使用を認めていますか。		問1 議員の出産を欠席事由として明記した規定(産休を含む)があるか。	問2 問1で1.を選択した場合、取得することが可能な休業期間は、次のうちどれか。	問3 問1で1.を選択した場合、出産に係る産前産後期間の明記はあるか。	問4 問3で1.を選択した場合、該当部分の条文(本文)を記入してください。	問5 問1で1.を選択した場合、休暇期間の報酬について減額の規定はあるか。	問6 問5で1.を選択した場合、該当部分の条文(本文)を記入してください。		問7 議員の仕事と生活の両立の観点からの欠席事由について、以下の事由について1~4のいずれか一つに○をつけてください。 1. 明記した規定がある 2. 明記した規定はないが、運用上認めている 3. 明記した規定がなく、運用上も認めていない 4. 明記した規定がなく、過去に事例がない											
			1. 明記した規定があり、認めている。 2. 明記した規定はないが、運用上認めている。 3. 明記した規定がなく、運用上も認めていない。 4. 明記した規定がなく、過去に使用した事例も判断したこともない。	左記で、1.を選択した場合、該当部分の条文(本文)を記入してください。	1. 明記した規定がある。 2. 明記した規定はないが、運用上認めている。 3. 明記した規定がなく、運用上も認めていない。 4. 明記した規定がなく、過去に事例がない。	1. 労働基準法65条の産前産後期間よりも短い。 2. 労働基準法65条の産前産後期間と同等。 3. 労働基準法65条の産前産後期間よりも長い。 4. 期間の定めはない。	1. 産前産後期間を明記した規定がある。 2. 産前産後期間を明記した規定はない。	1. あり 2. なし 3. その他	その他具体例		配偶者の 出産	育児	家族の 看護	家族の 介護	疾病	その他							
1	430	月形町	4		月形町議会	1	2	1	月形町議会会議規則 第2条 議員は、公務、傷病、出産、育児、看護、介護、配偶者の出産補助その他のやむを得ない事由のため出席できないときは、その理由を付け、当日の開議時刻までに議長に届けなければならない。 2 前項の規定にかかわらず、議員が出産のため出席できないときは、出産予定日の6週間(多胎妊娠の場合にあつては、14週間)前日から当該出産の日後8週間を経過する日までの範囲内において、その期間を明らかにして、あらかじめ議長に欠席届を提出することができる。	2			1	1	1	1	1	1					
1	431	浦臼町	4		浦臼町議会	1	2	1	浦臼町議会会議規則 (欠席の届出)第2条 議員は、公務、傷病、出産、育児、看護、介護、配偶者の出産補助その他のやむを得ない事由のため出席できないときは、その理由を付け、当日の開議時刻までに議長に届けなければならない。 2 前項の規定にかかわらず、議員が出産のため出席できないときは、出産予定日の6週間(多胎妊娠の場合にあつては、14週間)前日から当該出産の日後8週間を経過する日までの範囲内において、その期間を明らかにして、あらかじめ議長に欠席届を提出することができる。	2			1	1	1	1	1	4					
1	432	新十津川町	2		新十津川町議会	1	2	1	新十津川町議会会議規則 2条1項 議員は、公務、傷病、出産、育児、看護、介護、配偶者の出産補助その他のやむを得ない事由のため出席できないときは、その理由を付け、当日の開議時刻までに議長に届けなければならない。 2条2項 前項の規定にかかわらず、議員が出産のために出席できないときは、出産予定日の6週間(多胎妊娠の場合にあつては、14週間)前日から当該出産の日後8週間を経過する日までの範囲内において、その期間を明らかにして、あらかじめ議長に欠席届を提出することができる。	1		新十津川町議会議員の議員報酬、費用弁償等に関する条例 3条6項 議会議員が自己都合、疾病その他の理由により、議員活動を引続き休したときは、議員報酬の額に、当該休止期間の次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める割合を乗じて得た額を減額した議員報酬を支給する。 (1)3か月を超え6か月以下の期間 100分の20 (2)6か月を超え12か月以下の期間 100分の30 (3)12か月を超える期間 100分の50 3条7項 前項の規定による議員報酬の減額は、当該休止期間が3か月、6か月又は12か月を超える日の属する日の翌月(その日が月の初日であるときはその日の属する月の前月)をもって終了する。 3条8項 議員活動の休止の理由が公務災害、町の要請による議員活動の際の事故等による負傷又は疾病であると認められる場合は、前2項の規定にかかわらず、その職に応じた議員報酬の全額を支給する。						4	4	4	4	2	4
1	433	妹背牛町	4		妹背牛町議会	1	4	2	秩父別町議会会議規則 第2条 議員は、公務、傷病、出産、育児、看護、介護、配偶者の出産補助その他のやむを得ない事由のため出席できないときは、その理由を付け、当日の開議時刻までに議長に届けなければならない。 2 前項の規定にかかわらず、議員が出産のため出席できないときは、出産予定日の6週間(多胎妊娠の場合にあつては、14週間)前日から当該出産の日後8週間を経過する日までの範囲内において、その期間を明らかにして、あらかじめ議長に欠席届を提出することができる。	2			4	4	4	4	4	4					
1	434	秩父別町	2		秩父別町議会	1	3	1	秩父別町議会会議規則 第2条 議員は、公務、傷病、出産、育児、看護、介護、配偶者の出産補助その他のやむを得ない事由のため出席できないときは、その理由を付け、当日の開議時刻までに議長に届けなければならない。 2 前項の規定にかかわらず、議員が出産のため出席できないときは、出産予定日の6週間(多胎妊娠の場合にあつては、14週間)前日から当該出産の日後8週間を経過する日までの範囲内において、その期間を明らかにして、あらかじめ議長に欠席届を提出することができる。	2			1	1	1	1	1	1					
1	436	雨竜町	4		雨竜町議会	4			北竜町議会会議規則 第2条2 前項の規定にかかわらず、議員が出産のため出席できないときは、出産予定日の6週間(多胎妊娠の場合にあつては、14週間)前日から当該出産の日後8週間を経過する日までの範囲内において、その期間を明らかにして、あらかじめ議長に欠席届を提出することができる。	2			3	3	3	3	3	3					
1	437	北竜町	4		北竜町議会	1	3	1	北竜町議会会議規則 第2条2 前項の規定にかかわらず、議員が出産のため出席できないときは、出産予定日の6週間(多胎妊娠の場合にあつては、14週間)前日から当該出産の日後8週間を経過する日までの範囲内において、その期間を明らかにして、あらかじめ議長に欠席届を提出することができる。	2			4	4	4	4	4	4					
1	438	沼田町	4		沼田町議会	3			鷹栖町議会会議規則 議員が出産のため出席できないときは、出産予定日の6週間(多胎妊娠の場合にあつては、14週間)前日から当該出産の日後8週間を経過する日までの範囲内において、その期間を明らかにして、あらかじめ議長に欠席届を提出することができる。	2			2	3	3	3	2	1					
1	452	鷹栖町	4		鷹栖町議会	1	2	1	鷹栖町議会会議規則 議員が出産のため出席できないときは、出産予定日の6週間(多胎妊娠の場合にあつては、14週間)前日から当該出産の日後8週間を経過する日までの範囲内において、その期間を明らかにして、あらかじめ議長に欠席届を提出することができる。	2			1	1	1	1	1	1					
1	453	東神楽町	1	東神楽町議会会議規則 第5条第1項旧姓を使用できる文書等は、法令等に抵触するおそれなく、専ら職員間で使用している文書等又は軽易な文書等で職務遂行上又は事務処理上誤解や混乱を招くおそれがないものであって、別記1に掲げるものとする。	東神楽町議会	1	2	1	東神楽町議会会議規則 第2条 前項の規定にかかわらず、議員が出産のため出席できないときは、出産予定日の6週間(多胎妊娠の場合にあつては、14週間)前日から当該出産の日後8週間を経過する日までの範囲内において、その期間を明らかにして、あらかじめ議長に欠席届を提出することができる。	2			1	1	1	1	1	1					
1	454	当麻町	4		当麻町議会	1	2	1	当麻町議会会議規則 第1条 略 略 (欠席の届出) 第2条 議員は、事故のため出席できないときは、その理由を付け、当日の開議時刻までに議長に届けなければならない。第2条 議員は、公務、傷病、出産、育児、看護、介護、配偶者の出産補助その他のやむを得ない事由のため出席できないときは、その理由を付け、当日の開議時刻までに議長に届けなければならない。 3 議員が出産のため出席できないときは、日数を定めて、あらかじめ議長に欠席届を提出することができる。 3 第1項の規定にかかわらず、議員が出産のため出席できないときは、出産予定日の6週間(多胎妊娠の場合にあつては14週間)前日から当該出産の日後8週間を経過する日までの範囲内において、その期間を明らかにして、あらかじめ議長に欠席届を提出することができる。	2			1	1	1	1	1	1					
1	455	比布町	4		比布町議会	3							4	4	4	4	4	4					

都 道 府 県 市 町 村 区 名	市 区 町 村 名	職員の通称又は旧姓の使用を認めていますか。	市区町村議会の議員の両立支援体制に関する調査												
			問1 議員の出産を欠席事由として明記した規定(産休を含む)があるか。	問2 問1で1.を選じた場合、取得することが可能な休業期間は、次のうちどれか。	問3 問1で1.を選じた場合、出産に係る産前産後期間の明記はあるか。	問4 問3で1.を選じた場合、該当部分の条文(本文)を記入してください。	問5 問1で1.を選じた場合、休暇期間の報酬について減額の規定はあるか。	問6 問5で1.を選じた場合、該当部分の条文(本文)を記入してください。	問7 議員の仕事と生活の両立の観点からの欠席事由について、以下の事由について1~4のいずれか一つに○をつけてください。 1. 明記した規定がある 2. 明記した規定はないが、運用上認めている 3. 明記した規定がなく、運用上も認めていない 4. 明記した規定がなく、過去に事例がない						
										議会名	1. あり 2. なし 3. その他	その他具体例	配偶者の 出産	育児	家族の 看護
1	456	愛別町	1	愛別町議会	1	3	1	2	2	1	1	1	1	1	4
1	457	上川町	4	上川町議会	1	4	2	2	2	4	4	4	4	2	2
1	458	東川町	2	東川町議会	1	3	2	2	2	4	4	4	4	2	4

都 道 府 県	市 区 町 村	市 区 町 村 名	市区町村議会の議員の両立支援体制に関する調査																	
			職員の通称又は旧姓の使用を認めていますか。		問1 議員の出産を欠席事由として明記した規定(産休を含む)があるか。	問2 問1で1.を選択した場合、取得することが可能な休業期間は、次のうちどれか。	問3 問1で1.を選択した場合、出産に係る産前産後期間の明記はあるか。	問4 問3で1.を選択した場合、該当部分の条文(本文)を記入してください。	問5 問1で1.を選択した場合、休暇期間の報酬について減額の規定はあるか。	問6 問5で1.を選択した場合、該当部分の条文(本文)を記入してください。	問7 議員の仕事と生活の両立の観点からの欠席事由について、以下の事由について1~4のいずれか一つに○をつけてください。 1. 明記した規定がある 2. 明記した規定はないが、運用上認めている 3. 明記した規定がなく、運用上も認めていない 4. 明記した規定がなく、過去に事例がない									
			1. 明記した規定があり、認めている。 2. 明記した規定はないが、運用上認めている。 3. 明記した規定がなく、運用上も認めていない。 4. 明記した規定がなく、過去に使用した事例も判断したこともない。	左記で、1.を選択した場合、該当部分の条文(本文)を記入してください。	1. 明記した規定がある。 2. 明記した規定はないが、運用上認めている。 3. 明記した規定がなく、運用上も認めていない。 4. 明記した規定がなく、過去に事例がない。	1. 労働基準法65条の産前産後期間よりも短い。 2. 労働基準法65条の産前産後期間と同等。 3. 労働基準法65条の産前産後期間よりも長い。 4. 期間の定めはない。	1. 産前産後期間を明記した規定がある。 2. 産前産後期間を明記した規定はない。	1. あり 2. なし 3. その他	その他具体例	配偶者の 出産	育児	家族の 看護	家族の 介護	疾病	その他					
1	552	佐呂間町	4		佐呂間町議会	1	2	1	佐呂間町議会会議規則 第2条 議員は、公務、傷病、出産、育児、看護、介護、配偶者の出産補助その他やむを得ない事由のため出席できないときは、その理由を付け、当日の開議時刻までに議長に届けなければならない。 2 前項の規定にかかわらず、議員が出産のため出席できないときは、出産予定日の6週間(多胎妊娠の場合にあっては、14週間)前日から当該出産の日後8週間を経過する日までの範囲内において、その期間を明らかにして、あらかじめ議長に欠席届を提出することができる。	2					2	3	3	3	3	4
1	555	遠軽町	4		遠軽町議会	1	2	1	遠軽町議会会議規則 (欠席の届出) 第2条 議員は、公務、傷病、出産、育児、看護、配偶者の出産補助その他やむを得ない事由のため出席できないときは、その理由を付け、当日の開議時刻までに議長に届けなければならない。 2 前項の規程にかかわらず、議員が出産のため出席できないときは、出産予定日の6週間(多胎妊娠の場合にあっては、14週間)前日から当該出産の日後8週間を経過する日までの範囲内において、その期間を明らかにして、あらかじめ議長に欠席届を提出することができる。	2					1	1	1	1	1	1
1	559	湧別町	1	湧別町職員旧姓使用取扱規程 第2条 職員は、別表に掲げる事項において、法令等の規定に反するおそれのない、専ら職員間で使用している文書等について、職務遂行上又は事務処理上著しい支障を生じないものに限り、旧姓を使用することができる。	湧別町議会	1	2	1	湧別町議会会議規則 第2条 議員は、公務、傷病、出産、育児、看護、介護、配偶者の出産補助その他やむを得ない事由のため出席できないときは、その理由を付け、当日の開議時刻までに議長に届けなければならない。 2 前項の規定にかかわらず、議員が出産のため出席できないときは、出産予定日の6週間(多胎妊娠の場合にあっては、14週間)前日から当該出産の日後8週間を経過する日までの範囲内において、その期間を明らかにして、あらかじめ議長に欠席届を提出することができる。	1					1	2	2	2	2	4
1	560	滝上町	4		滝上町議会	1	4	2	興部町議会会議規則 第1章 総則 (参集) 第1条 省略 (欠席の届け出) 第2条 議員は、公務、傷病、出産、育児、看護、介護、配偶者の出産補助その他のやむを得ない事由のため出席できないときは、その理由を付け、当日の開議時刻までに、議長に届けなければならない。 2 前項の規定にかかわらず、議員が出産のため出席できないときは、出産予定日の6週間(多胎妊娠の場合にあっては、14週間)前日から当該出産の日後8週間を経過する日までの範囲内において、その期間を明らかにして、あらかじめ議長に欠席届を提出することができる。	2					4	4	4	4	4	4
1	561	興部町	4		興部町議会	1	3	1	興部町議会会議規則 第1章 総則 (参集) 第1条 省略 (欠席の届け出) 第2条 議員は、公務、傷病、出産、育児、看護、介護、配偶者の出産補助その他のやむを得ない事由のため出席できないときは、その理由を付け、当日の開議時刻までに、議長に届けなければならない。 2 前項の規定にかかわらず、議員が出産のため出席できないときは、出産予定日の6週間(多胎妊娠の場合にあっては、14週間)前日から当該出産の日後8週間を経過する日までの範囲内において、その期間を明らかにして、あらかじめ議長に欠席届を提出することができる。	2					2	2	2	2	2	2
1	562	西興部村	4		西興部村議会	1	4	2		2				4	4	4	4	4	4	
1	563	雄武町	4		雄武町議会	4								4	4	4	4	2	4	
1	564	大空町	4		大空町議会	1	3	1	大空町議会会議規則 第2条 議員は、公務、傷病、出産、育児、看護、介護、配偶者の出産補助その他やむを得ない事由のため出席できないときは、その理由を付け、当日の開議時刻までに議長に届けなければならない。 2 前項の規定にかかわらず、議員が出産のため出席できないときは、出産予定日の6週間(多胎妊娠の場合にあっては、14週間)前日から当該出産の日後8週間を経過する日までの範囲内において、その期間を明らかにして、あらかじめ議長に欠席届を提出することができる。	3	出産は報酬減額の適用除外としている。				1	1	1	1	1	2
1	571	豊浦町	2		豊浦町議会	1	4	2	社警町議会会議規則 (欠席等の届出) 第2条 議員は、事故公務、傷病、出産、育児、看護、介護、配偶者の出産補助その他のやむを得ない事由のため出席できないときは、その理由を付け、当日の開議時刻までに議長に届けなければならない。 2 議員前項の規定にかかわらず、議員が出産のため出席できないときは、日数を定めて出産予定日の6週間(多胎妊娠の場合にあっては、14週間)前日から当該出産の日後8週間を経過する日までの範囲内において、その期間を明らかにして、あらかじめ議長に欠席届を提出することができる。	2				2	2	2	2	2	2	
1	575	社警町	4		社警町議会	1	3	1	社警町議会会議規則 (欠席等の届出) 第2条 議員は、事故公務、傷病、出産、育児、看護、介護、配偶者の出産補助その他のやむを得ない事由のため出席できないときは、その理由を付け、当日の開議時刻までに議長に届けなければならない。 2 議員前項の規定にかかわらず、議員が出産のため出席できないときは、日数を定めて出産予定日の6週間(多胎妊娠の場合にあっては、14週間)前日から当該出産の日後8週間を経過する日までの範囲内において、その期間を明らかにして、あらかじめ議長に欠席届を提出することができる。	2				2	2	2	2	2	2	
1	578	白老町	2		白老町議会	4								4	4	4	4	4	4	
1	581	厚真町	2		厚真町議会	1	3	2		2				1	2	2	2	2	2	

都 道 府 県 コ ロ ド	市 区 町 村 コ ロ ド	市 区 町 村 コ ロ ド	職員の通称又は旧姓の使用を認めていますか。	市区町村議会の議員の両立支援体制に関する調査																	
				問1 議員の出産を欠席事由として明記した規定(産休を含む)があるか。	問2 問1で1.を選じた場合、取得することが可能な休業期間は、次のうちどれか。	問3 問1で1.を選じた場合、出産に係る産前産後期間の明記はあるか。	問4 問3で1.を選じた場合、該当部分の条文(本文)を記入してください。	問5 問1で1.を選じた場合、休業期間の報酬について減額の規定はあるか。	問6 問5で1.を選じた場合、該当部分の条文(本文)を記入してください。	問7 議員の仕事と生活の両立の観点からの欠席事由について、以下の事由について1～4のいずれか一つに○をつけてください。 1. 明記した規定がある 2. 明記した規定はないが、運用上認めている 3. 明記した規定がなく、運用上も認めていない 4. 明記した規定がなく、過去に事例がない											
										議会名	1. 明記した規定がある。 2. 明記した規定はないが、運用上認めている。 3. 明記した規定がなく、運用上も認めていない。 4. 明記した規定がなく、過去に事例がない。	1. 労働基準法65条の産前産後期間よりも短い。 2. 労働基準法65条の産前産後期間と同等。 3. 労働基準法65条の産前産後期間よりも長い。 4. 期間の定めはない。	1. 産前産後期間を明記した規定がある。 2. 産前産後期間を明記した規定はない。	1. あり 2. なし 3. その他	その他具体例	配偶者の 出産	育児	家族の 看護	家族の 介護	疾病	その他
1	584	洞爺湖町	1	洞爺湖町職員旧姓使用取扱要綱 (趣旨) 第1条 職員(地方公務員法(昭和25年法律第261号)第3条第2項に規定する一般職に属する職員をいう。以下同じ。)が婚姻その他の事由(以下「婚姻等」という。)により戸籍の氏を改めた後、婚姻等の前の戸籍の氏(以下「旧姓」という。)を文書等に使用することに関しては、この要綱の定めるところによる。 (旧姓使用の申請等) 第2条 職員は、旧姓を使用するときは、旧姓及び戸籍の氏を証する書面を添付した旧姓使用承認申請書(別記様式第1号)を所属長を経由して町長に提出し、あらかじめ承認を受けなければならない。 2 町長は、前項の承認をしたときは、旧姓使用承認通知書(別記様式第2号)により所属長を経由して当該職員に通知するとともに、旧姓使用職員台帳(別記様式第3号)により整理するものとする。 3 総務課長は、前項の通知があったときは、履歴書に使用する旧姓及び旧姓使用開始年月日を記入しなければならない。 (旧姓使用の中止等) 第3条 第2条第2項の承認を受けた職員(以下「旧姓使用職員」という。)が旧姓の使用を中止しようとするときは、あらかじめ旧姓使用中止届(別記様式第4号)を所属長を経由して町長に提出しなければならない。 2 町長は、旧姓使用職員の旧姓の使用が職務遂行上又は事務処理上支障があると認めるときは、当該承認を取り消すことができる。 3 総務課長は、第1項の届出があったとき又は前項の取り消しがあったときは、履歴書に旧姓使用中止(取り消し)年月日を記入しなければならない。 4 旧姓使用を中止した職員が再び同じ旧姓を使用することは、原則として認めないものとする。 (他の任命権者から異動した場合の取扱い) 第4条 町長以外の任命権者から旧姓使用を承認された職員が転入又は併任され、引き続き旧姓を使用しようとするときは、旧姓使用承認通知書の写しを所属長を経由して総務課長に提出することにより旧姓使用の承認があったものとみなす。 (旧姓を使用できる文書等) 第5条 旧姓を使用できる文書等は、法令等に抵触するおそれなく、専ら職員間で使用している文書等又は経易な文書等で職務遂行上又は事務処理上誤解や混乱を招くおそれがないものであって、別記1に掲げるものとする。 2 旧姓を使用できない文書等は、おおむね別記2のとおりとする。 (職員の責務) 第6条 旧姓使用職員は、前条第1項に定める文書等において統一して旧姓を使用するとともに、旧姓の使用に当たって、常に町民や他の職員などに誤解や混乱が生じないように努めなければならない。 2 所属長は、所属職員の旧姓の使用に関して適切な運用が図られるように努めなければならない。 (その他) 第7条 この要綱に定めるもののほか、職員の旧姓の使用に関し必要な事項は、別に定める。 附 則 この訓令は、令和2年9月1日から施行する。	洞爺湖町議会	1	2	1	洞爺湖町議会会議規則 第2条 議員は、公務、傷病、出産、育児、看護、介護、配偶者の出産補助その他のやむを得ない事由のため出席できないとき、又は遅刻しようとするときは、その理由を付け、当日の開議時刻までに議長に届けなければならない。 2 議員は、7日以上議員活動ができない事由が生じたときは、その旨を議長に届けなければならない。また、議員活動ができることとなったときも同様とする。 3 第1項の規定にかかわらず、議員が出産のため出席できないときは、出産予定日の6週間(多胎妊娠の場合にあっては、14週間)前の日から当該出産の日後8週間を経過する日までの範囲内において、その期間を明らかにして、あらかじめ議長に欠席届を提出することができる。	2						1	1	1	1	1	1
1	585	安平町	2	安平町議会	2										4	4	4	4	4	4	
1	586	むかわ町	4	むかわ町議会	1	2	1	むかわ町議会会議規則 (第2条第2項)前項の規定にかかわらず、議員が出産のため出席できないときは、出産予定日の6週間(多胎妊娠の場合にあっては、14週間)前の日から当該出産の日後8週間を経過する日までの範囲内において、その期間を明らかにして、あらかじめ議長に欠席届を提出することができる。	1						1	1	1	1	1	1	

都 道 府 県	市 区 町 村	市 区 町 村 名	職員の通称又は旧姓の使用を認めていますか。	市区町村議会の議員の両立支援体制に関する調査													
				問1 議員の出産を欠席事由として明記した規定(産休を含む)があるか。	問2 問1で1.を選じた場合、取得することが可能な休業期間は、次のうちどれか。	問3 問1で1.を選じた場合、出産に係る産前産後期間の明記はあるか。	問4 問3で1.を選じた場合、該当部分の条文(本文)を記入してください。	問5 問1で1.を選じた場合、休業期間の報酬について減額の規定はあるか。	問6 問5で1.を選じた場合、該当部分の条文(本文)を記入してください。	問7 議員の仕事と生活の両立の観点からの欠席事由について、以下の事由について1~4のいずれか一つに○をつけてください。 1. 明記した規定がある 2. 明記した規定はないが、運用上認めている 3. 明記した規定がなく、運用上も認めていない 4. 明記した規定がなく、過去に事例がない							
				1. 明記した規定があり、認めている。 2. 明記した規定はないが、運用上認めている。 3. 明記した規定がなく、運用上も認めていない。 4. 明記した規定がなく、過去に使用した事例も判断したこともない。	左記で、1.を選じた場合、該当部分の条文(本文)を記入してください。	1. 明記した規定がある。 2. 明記した規定はないが、運用上認めている。 3. 明記した規定がなく、運用上も認めていない。 4. 明記した規定がなく、過去に事例がない。	1. 労働基準法65条の産前産後期間よりも短い。 2. 労働基準法65条の産前産後期間と同等。 3. 労働基準法65条の産前産後期間よりも長い。 4. 期間の定めはない。	1. 産前産後期間を明記した規定がある。 2. 産前産後期間を明記した規定はない。	1. あり 2. なし 3. その他	その他具体例	配偶者の 出産	育児	家族の 看護	家族の 介護	疾病	その他	
			日高町職員旧姓使用取扱要綱 (趣旨) 第1条 この要綱は、町に勤務する職員(以下「職員」という。)が、婚姻、養子縁組その他の事由(以下「婚姻等」という。)により戸籍上の氏を改めた後も、引き続き婚姻等の前の戸籍上の氏(以下「旧姓」という。)を文書等に使用することに関して必要な事項を定めるものとする。 (使用範囲) 第2条 職員は、町長の承認を受けて、法令等に基づき身分関係を規定している文書、公権力の行使に関する文書及び公務の遂行上混乱が生じおそれがある場合等を除き旧姓を使用することができる。 2 旧姓を使用することができる文書等の範囲は、別表のとおりとする。 (使用申請) 第3条 旧姓を使用しようとする職員は、旧姓使用申請書(第1号様式)により所屬長を経由して町長に申請しなければならない。 2 前項の申請は、原則として、日高町職員服務規程(平成18年日高町訓令第35号)第9条第2項の履歴書変更届出と併せて行うものとする。 (使用承認・不承認) 第4条 町長は、前条第1項の申請を受けた場合においては、旧姓の使用の可否を旧姓使用承認・不承認通知書(第2号様式)により申請者に通知するものとする。 (台帳の整備) 第5条 町長は、旧姓使用職員台帳(第3号様式)を備え、旧姓使用の適正な管理運営に努めなければならない。 (職務) 第6条 第4条の規定により旧姓の使用の承認を受けた職員(以下「旧姓使用職員」という。)は、旧姓を使用するに当たって、公務の遂行上混乱を与えないよう適正な使用に努めなければならない。 (中止の届) 第7条 旧姓使用職員は、旧姓の使用を中止しようとするときは、旧姓使用中届(第4号様式)により届け出なければならない。 (使用承認の取消し) 第8条 町長は、旧姓使用職員が次の各号のいずれかに該当するときは、その承認を取り消すことができる。この場合においては、旧姓使用承認取消通知書(第5号様式)により、本人に通知する。 (1) 偽りその他不正な手段により承認を受けたとき。 (2) 公務の遂行上混乱を生じたとき、又は生じおそれがあるとき。 (3) その他、町長が取消しを必要と認めたとき。 (委任) 第9条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、町長が別に定める。	日高町議会	1	4	2		1			4	4	4	4	4	4
1	601	日高町		平取町議会	4							2	2	2	2	2	
1	604	新登町		新登町議会	4							4	4	4	4	4	
1	607	浦河町		浦河町議会	4	4	2					4	4	2	2	4	
1	608	様似町	4	様似町議会	1	2	1	様似町議会会議規則 第2条 議員は、公務、傷病、出産、育児、看護、介護、配偶者の出産補助その他のやむを得ない事由のため出席できないとき又は遅刻する場合には、その理由を付け、当日の開議時刻までに議長に届けなければならない。2 前項の規定にかかわらず、議員が出産のため出席できないときは、出産予定日の6週間(多胎妊娠の場合にあっては、14週間)前の日から当該出産の日後8週間を経過する日までの範囲内において、その期間を明らかにして、あらかじめ議長に欠席届を提出することができる。 (宿所又は連絡所の届出)				1	1	1	1	1	1
1	609	えりも町	4	えりも町議会	1	2	1	えりも町議会会議規則 第2条 議員は、公務、傷病、出産、育児、看護、介護、配偶者の出産補助その他のやむを得ない事由のため出席できないときは、その理由を付け、当日の開議時刻までに議長に届けなければならない。 2 前項の規定にかかわらず、議員が出産のため出席できないときは、出産予定日の6週間(多胎妊娠の場合にあっては、14週間)前の日から当該出産の日後8週間を経過する日までの範囲内において、その期間を明らかにして、あらかじめ議長に欠席届を提出することができる。				1	1	1	1	1	1
1	610	新ひだか町	2	新ひだか町議会	1	2	1	新ひだか町議会会議規則 第2条 2 前項の規定にかかわらず、議員が出産のため出席できないときは、出産予定日の6週間(多胎妊娠の場合にあっては、14週間)前の日から当該出産の日後8週間を経過する日までの範囲内において、その期間を明らかにして、あらかじめ議長に欠席届を提出することができる。				1	1	1	1	1	1
1	631	音更町	1	音更町議会	1	3	1	音更町議会会議規則 (欠席の届出) 第2条 議員は、公務、傷病、出産、育児、看護、介護、配偶者の出産補助その他のやむを得ない事由のため出席できないときは、その理由を付け、当日の開議時刻までに議長に届けなければならない。 2 前項の規定にかかわらず、議員は、出産のため出席できないときは、出産予定日の8週間(多胎妊娠の場合にあっては、14週間)前の日から当該出産の日後8週間を経過する日までの範囲内において、その期間を明らかにして、あらかじめ議長に欠席届を提出することができる。				1	1	1	1	1	1

都 道 府 県	市 区 町 村	市 区 町 村	職員の通称又は旧姓の使用を認めていますか。	市区町村議会の議員の両立支援体制に関する調査														
				議会名	問1	問2	問3	問4	問5	問6	問7							
					議員の出産を欠席事由として明記した規定(産休を含む)があるか。	問1で1.を選択した場合、取得することが可能な休業期間は、次のうちどれか。	問1で1.を選択した場合、出産に係る産前産後期間の明記はあるか。	問3で1.を選択した場合、該当部分の条文(本文)を記入してください。	問1で1.を選択した場合、休業期間の報酬について減額の規定はあるか。	問5で1.を選択した場合、該当部分の条文(本文)を記入してください。	議員の仕事と生活の両立の観点からの欠席事由について、以下の事由について1~4のいずれか一つに○をつけてください。 1. 明記した規定がある 2. 明記した規定はないが、運用上認めている 3. 明記した規定がなく、運用上も認めていない 4. 明記した規定がなく、過去に事例がない							
1. 明記した規定があり、認めている。 2. 明記した規定はないが、運用上認めている。 3. 明記した規定がなく、運用上も認めていない。 4. 明記した規定がなく、過去に使用した事例も判断したこともない。	左記で、1.を選択した場合、該当部分の条文(本文)を記入してください。	1. 明記した規定がある。 2. 明記した規定はないが、運用上認めている。 3. 明記した規定がなく、運用上も認めていない。 4. 明記した規定がなく、過去に事例がない。	1. 労働基準法65条の産前産後期間よりも短い。 2. 労働基準法65条の産前産後期間と同等。 3. 労働基準法65条の産前産後期間よりも長い。 4. 期間の定めはない。	1. 産前産後期間を明記した規定がある。 2. 産前産後期間を明記した規定はない。	1. あり 2. なし 3. その他	その他具体例	配偶者の 出産	育児	家族の 看護	家族の 介護	疾病	その他						
1	632	土幌町	職員旧姓使用取扱要綱 (使用範囲) 第2条 職員は、町長の承認を受けて、法令等に基づき身分関係を規定している文書、公権力の行使に関する文書及び公務の遂行上混乱が生じるおそれがある場合等を除き旧姓を使用することができる。 2 旧姓を使用することができる文書等の範囲は、別表のとおりとする。 別表(第2条関係) 旧姓を使用することが可能な文書等 名札、名刺、職員録、職員配置図、座席表、事務分担表、事務引継書、回覧用紙、起案文書、決裁に係る押印、出勤簿、休暇等請求票、旅行命令簿、復命書、育児休業承認請求書、休日等勤務命令簿兼振替日等命令簿、時間外勤務等命令簿、営利企業等従事許可申請書、人事評価シート、その他法令に基づかない簡易な文書等で所属長が認めたもの	土幌町議会	2							2	2	2	2	2	2	
1	633	上士幌町		上士幌町議会	1	2	2			2			2	2	2	2	2	
1	634	鹿追町		鹿追町議会	4								4	4	4	4	3	4
1	635	新得町	職員の旧姓使用に関する規程 (趣旨) 第1条 この規程は、職員が婚姻、養子縁組その他の事由(以下「婚姻等」という。)によって戸籍上の氏を改めた後も、引き継ぎ婚姻等の前の戸籍上の氏(以下「旧姓」という。)を文書等に使用することに関して必要な事項を定めるものとする。 (旧姓使用の範囲) 第2条 前条の旧姓を使用することができる文書等は、旧姓を使用しても法令等に抵触するおそれなく、かつ、職務遂行上支障がないと認められる文書等とし、次の各号に掲げるものとする。 (1) 単に氏名が記載されたもの (2) 専ら組織内部で使用される文書等で、業務遂行上又は事務処理上支障が生じないもの (3) 職員の権利・義務に係る文書等のうち、職員の同一性の確認が容易にでき、業務遂行上又は事務処理上支障が生じないもの (4) 法律等に基づかない文書等、その他町長が認める簡易なもの 2 公権力の行使に係る文書、職員の身分関係を規程する文書その他職務遂行上又は事務処理上、誤解及び混乱を生じさせるおそれのある文書等については、旧姓を使用することはできない。 3 旧姓を使用する職員は、旧姓を使用できる文書等には、原則として統一して旧姓を使用しなければならない。	新得町議会	1	3	1		2			1	1	1	1	1	1	
1	636	清水町	清水町職員旧姓使用取扱要綱第2条第1項 職員は、町長の承認を受けて、法律および条例等の規定に反するおそれなく、職務遂行上又は事務処理上支障がないと認められるときは旧姓を使用することができる	清水町議会	1	2	1		2			1	1	1	1	1	1	
1	637	芽室町	芽室町職員旧姓使用取扱要綱 第3条 職員は、町長の承認を受けて、法律及び条例等の規定に反するおそれのない専ら職員間で使用している文書等で職務遂行上又は事務処理上誤解や混乱を招くおそれのないものにおいて旧姓を使用することができる。 2 前項の町長の承認は、旧姓を使用することにおいて誤解や混乱が生じないと客観的に判断できる場合に限り承認するものとする。	芽室町議会	1	3	2		1			2	2	2	2	2	2	
1	638	中札内村	中札内村職員旧姓使用取扱要綱 第2条 職員は、村長の承認を受けて、法律および条例等の規定に反するおそれなく職務遂行上又は事務処理上支障がないと認められるときは旧姓を使用することができる。	中札内村議会	1	2	1		1			1	1	1	1	1	1	
1	639	更別村		更別村議会	1	2	1		2			1	1	1	1	1	4	
1	641	大樹町		大樹町議会	1	3	2		2			4	4	4	4	4	4	

調査時点 議会関係は2022年7月1日(その他2022年4月1日)

都 道 区 府 町 村	市 区 町 村 名	市区町村議会の議員の両立支援体制に関する調査														地域防災計画や避難所運営に関する指針(手引き・ガイドラインを含む)に、男女共同参画担当部署又は男女共同参画センターの具体的な役割が明確に位置づけられているか。	
		問8 議員の利用することのできる保育施設等が議会に設置または提供されているか。	問9 議員の利用することのできる授乳室等が議会に設置または提供されているか。	問10 議会におけるハラスメント防止に関する取組を行っているか。	問11 問10で1.を選択した場合、行っている取組みは、次のうちどれか。				問12 問11で、1.を選択した場合該当部分の条文(本文)を記入してください。	問13 内閣府が公表した教材動画「政治分野におけるハラスメント防止研修教材」の利用	問14 男女共同参画に関する研修(ハラスメント防止に関するもの以外)を行っているか。	問15 議会において、通称又は旧姓の使用を認めていますか。	問16 問15で、1.を選択した場合該当部分の条文(本文)を記入してください。	問17 政治分野の男女共同参画のために実施していることがあればご記入ください。			
		1. 人員及び場所の設置または提供がされている。(臨時のものも含む) 2. 保育に必要な場所の設置または提供がされている。(臨時のものも含む) 3. 設置または提供する予定である。 4. なし	1. 専用の場所が設置されている。(常設)がされている。(臨時のものも含む) 2. 授乳等に必要な場所の設置または提供がされている。 3. 設置または提供する予定である。 4. なし	1. 行っている。 2. 行っていないが、今後、取り組む予定である。 3. 行っておらず、今後、取り組む予定もない。	に1 関 定 す ハ ラ ス メ ン ト 防 止 規 定 を 設 置 し て い る	2 ハ ラ ス メ ン ト 防 止 規 定 を 設 置 し て い る	3 ハ ラ ス メ ン ト 防 止 規 定 を 設 置 し て い る	4 そ の 他	その他内容	1. 利用している。 2. 利用していないが、今後利用予定である。 3. 利用していない。	1. 行っている。 2. 行っていないが、今後、取り組む予定である。 3. 行っておらず、今後、取り組む予定もない。	1. 明記した規定があり、認めている。 2. 明記した規定はないが、運用上認めている。 3. 明記した規定がなく、運用上も認めていない。 4. 明記した規定がなく、過去に使用した事例も判断したこともない。			1. 位置づけられた規定がある。 2. 位置づけられていない。 3. その他(不明等)	左記で、1.を選択した場合該当部分の規定を記入してください。	
		0	2	7	3	0	0	0		1	2	9			3		
		0	6	27	0	1	0	0		1	20	20			151		
		0	2	145	0	0	5	0		3	157	3			25		
		179	169		0	0	0	0				147					
1	100	札幌市	4	4	3						3	2			2		
1	202	函館市	4	4	3						3	2			2		
1	203	小樽市	4	4	3						3	2			2		
1	204	旭川市	4	4	3						3	2			2		
1	205	室蘭市	4	4	2						3	1	室蘭市議会議員の通称等の使用取扱要綱 第1条この要綱は、室蘭市議会議員(以下「議員」という。)が議会において使用する氏名について、公職選挙法施行令(昭和25年政令第89号)第89条第5項において準用する同令第88条第8項の規定により認定を受けた通称(以下「通称」という。)を使用すること、及び議員が婚姻、養子縁組等の事由(以下「婚姻等」という。)により戸籍の氏を改めた後、婚姻等の前の戸籍の氏を使用することについて、必要な事項を定めるものとする。		2		
1	206	釧路市	4	4	3						3	4			2		
1	207	帯広市	4	1	3						3	4			2		
1	208	北見市	4	4	3						3	4			2		
1	209	夕張市	4	4	3						3	4			3		
1	210	苫小牧市	4	4	3						3	4			2		
1	211	網走市	4	4	3						3	4			2		
1	212	留萌市	4	4	1				留萌市議会議員政治倫理要綱 第3条 議員は、次に掲げる政治倫理基準を遵守しなければならない。 (1) 市民の議会に対する信頼を失墜させるような、議員としての品位を著しく損なう行為を行わないこと。 (2) 自己の利益又は特定の者の利益若しくは不利益を生じさせるため、その地位による影響力を不当に及ぼす行為をしないこと。 (3) 市民全体の代表者として品位と名譽を損なうような一切の行為を慎み、その職務に関し不正の疑惑を持たれるおそれのある行為をしないこと。 (4) 市の職員又は市の関係団体の役員若しくは職員に対し、公正な職務の執行を妨げ、又はその地位による影響力を不正に行使する行為をしないこと。 (5) その地位を背景に、職務の適正な範囲を超えた言動又は性的な言動により、市等の役員職員に対し、精神的又は身体的に苦痛を与えないこと。 (6) その地位を利用し、いかなる金品も授受しないこと。 (7) 公正を疑われるような公金の支出の請求をしないこと。 (8) 道義的な批判を受けるような政治活動に関する寄附を受けないこと。 (9) 議員の資金管理団体及び後援団体に、道義的な批判を受けるような政治活動に関する寄附を受けさせないこと。 (10) 暴力団その他の反社会的勢力(以下「暴力団等」という。)を利用し、若しくは暴力団等に利用され、又は暴力団等の活動に関与しないこと。 (11) その他議会で申し合わせた事項を遵守しなければならない。		2	4	3				
1	213	苫小牧市	4	4	2						3	2			1	苫小牧市地域防災計画 別冊 苫小牧市災害対策本部事務分掌 協働・男女平等参画室・秘書報道広聴部報道広聴班	
1	214	稚内市	4	4	3						3	1	稚内市議会議員旧姓使用取扱要綱 第3 議員は、議長の承認を受けて、別表に掲げる事項を除き、旧姓を使用することができる。		2		
1	215	美瑛市	4	4	3						3	2			2		
1	216	芦別市	4	4	3						3	2			2		

都 道 府 県	市 区 町 村	市区町村議会の議員の両立支援体制に関する調査											地域防災計画や避難所運営に関する指針(手引き・ガイドラインを含む)に、男女共同参画担当部局又は男女共同参画センターの具体的な役割が明確に位置づけられているか。
		問8 議員の利用することのできる保育施設等が議会に設置または提供されているか。	問9 議員の利用することのできる授乳室等が議会に設置または提供されているか。	問10 議会におけるハラスメント防止に関する取組を行っているか。	問11 問10で1.を選択した場合、行っている取組みは、次のうちどれか。	問12 問11で、1.を選択した場合、該当部分の条文(本文)を記入してください。	問13 内閣府が公表した教材動画「政治分野におけるハラスメント防止研修教材」の利用	問14 男女共同参画に関する研修(ハラスメント防止に関するもの以外)を行っているか。	問15 議会において、通称又は旧姓の使用を認めていますか。	問16 問15で、1.を選択した場合、該当部分の条文(本文)を記入してください。	問17 政治分野の男女共同参画のために実施していることがあればご記入ください。	地域防災計画や避難所運営に関する指針(手引き・ガイドラインを含む)に、男女共同参画担当部局又は男女共同参画センターの具体的な役割が明確に位置づけられているか。	
		1. 人員及び場所の設置または提供がされている。(臨時のものも含む) 2. 保育に必要な場所の設置または提供がされている。(臨時のものも含む) 3. 設置または提供する予定である。 4. なし	1. 専用の場所が設置されている。(常設)がされている。(臨時のものも含む) 2. 授乳等に必要の場所の設置または提供がされている。(臨時のものも含む) 3. 設置または提供する予定である。 4. なし	1. 行っている。 2. 行っていないが、今後、取り組む予定である。 3. 行っておらず、今後、取り組む予定もない。	に1. 関する規定(ハラスメント防止)があるが、ハラスメント防止規定を設けていない 2. 議員向け研修を実施している 3. ハラスメント防止研修を実施している 4. その他	4. その他 その他内容	1. 利用している。 2. 利用していないが、今後利用予定である。 3. 利用していない。	1. 行っている。 2. 行っていないが、今後、取り組む予定である。 3. 行っておらず、今後、取り組む予定もない。	1. 明記した規定があり、認めている。 2. 明記した規定はないが、運用上認めている。 3. 明記した規定がなく、運用上も認めている。 4. 明記した規定がなく、過去に使用した事例も判断したこともない。	問15で、1.を選択した場合、該当部分の条文(本文)を記入してください。	1. 位置づけられた規定がある。 2. 位置づけられていない。 3. その他(不明等)		
1217	江別市	4	4	1	1	2			3	3		2	江別市ハラスメント防止に関する指針 4. ハラスメントへの組織としての対応 (1) 議員のハラスメントについての理解と意識啓発 ① 議員の理解 ・ハラスメントを未然に防止するためには、全ての議員がハラスメントの概念を理解し、どのようなことがハラスメントに該当するのか共通認識を醸成することが大切です。 ・このため、ハラスメント指針を全庁に周知するとともに、啓発ポスターなどを掲示して、江別市におけるハラスメントへの取り組みの理解を徹底します。 ② 議員への意識啓発 議員のハラスメントに関する理解を促進するための周知に加えて、ハラスメントに関する基本的な考え方や意識の定着を図るため、外部委託等による研修を実施します。 ③ チェックシートによるセルフチェックの実施 ハラスメントの防止を効果的に進めるために、チェックシートによるセルフチェックを行い、ハラスメントに対する議員の認識を深める機会をつくります。 (2) ハラスメント行為を受けた場合の相談・解決体制 ① 相談窓口 ・ハラスメントに関する内部の相談窓口は、次のように設置します。相談は、面談だけでなく、電話やメールでも受け付けています。 ・外部における相談窓口の情報を周知するなど、議員がより相談しやすい環境を整備します。 ・相談にあたり、相談者や関係者のプライバシーの保護に十分配慮し、相談したことによって不利な取扱いを受けないよう対応します。 ・相談記録は、事案に応じて「苦情相談処理簿」などに記録し、相談の情報の管理についても、秘密を保持し、厳重に管理します。 (内部相談窓口) 名称 内容 ① 上司・同僚 職場の上司や同じ職場の同僚その他の同僚です。信頼できる方、相談しやすい方がいれば相談してみましょう。周りに困っているような議員がいたら、話を聞いたり、必要に応じて以下の相談窓口を案内してください。 ② 保健室 議員の健康管理を担当する保健師が、心身の健康に関する各種相談やアドバイスを行っています。保健室代表メール、電話、保健室での面談などで相談ください。不在のことや別件で対応していることもありますので、事前にご連絡いただくとスムーズです。 ③ 総務部職員課 ハラスメントに限らず広く相談を受け付けています。相談者の同意のもと、相談者の所属長などと連携してハラスメント調査を行います。 ④ 市立病院事務局 管理課 市立病院の議員のハラスメント相談を受け付けています。 ⑤ 議会事務局 議員間及び議員と職員間のハラスメント相談を受け付けています。
1218	赤平市	4	4	2					2	4		2	
1219	紋別市	4	4	3					3	4		2	
1220	士別市	4	4	3					3	4		2	
1221	名寄市	4	4	3					3	4		2	
1222	三笠市	4	4	3					3	4		2	
1223	根室市	4	4	3					3	1	根室市議会議員の通称等の使用に関する取扱い規程 (使用の範囲) 第2条 議員は、次の各号に掲げる場合において、当該各号に定める通称等を使用することができる (1) 公職選挙法施行令(昭和25年政令第89号)第89条第5項において準用する同令第88条第8項の規定により認定を受けた場合 当該認定を受けた通称名 (2) 婚姻、養子縁組等の事由により氏に変更があった場合 変更前の氏 2. 前項の規定にかかわらず、議員は、次に掲げる事項については、通称等を使用することができない。 (1) 履歴に関する届出書類 (2) 辞職願 (3) 議員報酬及び費用弁償等の支給に関する書類 (4) 源泉徴収票の名義 (5) 叙位及び叙勲の申請 (6) 在職証明書等各種証明書 (7) 市議会議員共済会に関する各種届出書類 (8) 前各号に掲げるもののほか、通称等の使用によって実務上の混乱が生じるおそれがある場合又は社会通念上不適切と議長が判断するもの	2	

都 道 府 県	市 区 町 村	市区町村議会の議員の両立支援体制に関する調査										地域防災計画や避難所運営に関する指針(手引き・ガイドラインを含む)に、男女共同参画担当部局又は男女共同参画センターの具体的な役割が明確に位置づけられているか。					
		問8 議員の利用することのできる保育施設等が議会に設置または提供されているか。	問9 議員の利用することのできる授乳室等が議会に設置または提供されているか。	問10 議会におけるハラスメント防止に関する取組を行っているか。	問11 問10で1.を選択した場合、行っている取組は、次のうちどれか。	問12 問11で、1.を選択した場合該当部分の条文(本文)を記入してください。	問13 内閣府が公表した教材動画「政治分野におけるハラスメント防止研修教材」の利用	問14 男女共同参画に関する研修(ハラスメント防止に関するもの以外)を行っているか。	問15 議会において、通称又は旧姓の使用を認めていますか。	問16 問15で、1.を選択した場合該当部分の条文(本文)を記入してください。	問17 政治分野の男女共同参画のために実施していることがあればご記入ください。						
コ コ ー ド	1 363	厚沢部町	4	4	3							3		1		2	
	1 364	乙部町	4	4	3							3		4		2	
	1 367	奥尻町	4	4	2							2		4		2	
	1 370	今金町	4	4	3							2		4		2	
	1 371	せたな町	4	4	3							3		3		2	
	1 391	島牧村	4	4	3							3		4		2	
	1 392	寿都町	4	4	2							3		4		2	
	1 393	風松内町	4	4	3							3		4		2	
	1 394	蘭越町	4	4	3							3		4		2	
	1 395	ニセコ町	4	4	2							3		4		3	
	1 396	真狩村	4	4	3							3		4		2	
	1 397	留寿都村	4	4	3							3		4		2	
	1 398	喜茂別町	4	4	3							3		2		2	
	1 399	京極町	4	4	2							3		4		3	
	1 400	風知支庁	4	4	1			3				3		4		2	
	1 401	共和町	4	4	3							2		4		2	
	1 402	岩内町	4	4	2							2		4		2	
	1 403	泊村	4	4	3							3		4		2	
	1 404	神楽内村	4	4	2							3		4		3	
	1 405	積丹町	4	4	3							3		4		3	
	1 406	苫平町	4	4	2							3		4		2	
	1 407	仁木町	4	4	3							3		4		2	
	1 408	余市町	4	4	3							3		4		2	
	1 409	赤井川村	4	4	3							3		4		2	
	1 423	南幌町	4	4	3							3		4		2	
	1 424	奈井江町	4	4	3							3		2		2	
	1 425	上砂川町	4	4	3							3		4		2	
	1 427	由仁町	4	4	3							3		4		2	
	1 428	長沼町	4	4	3							3		4		2	
	1 429	葉山町	4	4	2							3		4		2	
	1 430	月形町	4	4	3							3		4		2	

都 道 府 県	市 区 町 村	市区町村議会の議員の両立支援体制に関する調査														地域防災計画や避難所運営に関する指針(手引き・ガイドラインを含む)に、男女共同参画担当部署又は男女共同参画センターの具体的な役割が明確に位置づけられているか。
		問8 議員の利用することのできる保育施設等が議会に設置または提供されているか。	問9 議員の利用することのできる授乳室等が議会に設置または提供されているか。	問10 議会におけるハラスメント防止に関する取組を行っているか。	問11 問10で1.を選択した場合、行っている取組は、次のうちどれか。	問12 問11で、1.を選択した場合該当部分の条文(本文)を記入してください。	問13 内閣府が公表した教材動画「政治分野におけるハラスメント防止研修教材」の利用	問14 男女共同参画に関する研修(ハラスメント防止に関するもの以外)を行っているか。	問15 議会において、通称又は旧姓の使用を認めていますか。	問16 問15で、1.を選択した場合該当部分の条文(本文)を記入してください。	問17 政治分野の男女共同参画のため実施していることがあればご記入ください。					
		1. 人員及び場所の設置または提供がされている。(臨時のものも含む) 2. 保育に必要な場所の設置または提供がされている。(臨時のものも含む) 3. 設置または提供する予定である。 4. なし	1. 専用の場所が設置されている。(常設)がされている。(臨時のものも含む) 2. 授乳等に必要ない場所の設置または提供がされている。(臨時のものも含む) 3. 設置または提供する予定である。 4. なし	1. 行っている。 2. 行っていないが、今後、取り組む予定である。 3. 行っておらず、今後、取り組む予定もない。	に1. 関する規定(ハラスメント等)がある(ヘイト規制禁止)を設けている 2. ハラスメントを防止する(ハラスメント防止研修)を設けている 3. ハラスメントを防止する(ハラスメント防止研修)を設けている 4. その他	その他内容	1. 利用している。 2. 利用していないが、今後利用予定である。 3. 利用していない。	1. 行っている。 2. 行っていないが、今後、取り組む予定である。 3. 行っておらず、今後、取り組む予定もない。	1. 明記した規定があり、認めている。 2. 明記した規定はないが、運用上認めている。 3. 明記した規定がなく、運用上も認めている。 4. 明記した規定がなく、過去に使用した事例も判断したこともない。	問15で、1.を選択した場合該当部分の条文(本文)を記入してください。	1. 位置づけられた規定がある。 2. 位置づけられていない。 3. その他(不明等)	左記で、1.を選択した場合該当部分の規定を記入してください。				
1	546	清里町	4	4	2						3	4			2	
1	547	小清水町	4	4	2						2	4			2	
1	549	駒子谷町	4	2	2						2	4			2	
1	550	鹿戸町	4	4	3						3	4			2	
1	552	佐呂間町	4	4	3						3	4			2	
1	555	遠軽町	4	4	3						3	4			2	
1	559	湧別町	4	4	3						3	4			2	
1	560	瀬上町	4	4	3						3	4			2	
1	561	興部町	4	4	3						3	4			2	
1	562	西興部村	4	4	3						3	4			2	
1	563	雄武町	4	4	3						3	4			3	
1	564	大空町	4	4	3						3	4	これまで政策決定の場に参画する機会が少なかった女性に対して町政への参画機会を提供し、行政に対して関心と理解を深めてもらい、生活に密着した女性の視点から、まちづくりについて提案をいただくことを目的とする。ととも大空町10周年記念事業の一環として「大空町10周年記念女性模擬議会」を平成28年2月に開催した。また、令和2年度にも模擬議会を開催しており、女性にも参加していただいている。	2		
1	571	豊浦町	4	4	2						2	2			2	
1	575	社管町	4	4	3						3	4			2	
1	578	白老町	4	4	3						3	1	白老町議会議員旧姓使用取扱要綱 (趣旨) 第1条 この要綱は、白老町議会議員(以下「議員」という。)が婚姻・養子縁組その他の事由(以下「婚姻等」という。)によって戸籍上の氏を改めた後も、引き続き婚姻等の前の戸籍上の氏(以下「旧姓」という。)を議員活動に使用することに関して必要な事項を定めるものとする。 (承認) 第2条 議員は、議長の承認を受けて、別表に掲げる事項を除き、旧姓を使用することができる。	2		
1	581	厚真町	4	4	2						2	4			2	
1	584	洞爺湖町	4	4	3						3	4			3	
1	585	安平町	4	4	2						2	4			2	
1	586	むかわ町	4	4	3						3	4			2	
1	601	日高町	4	4	3						3	4			2	
1	602	平取町	4	4	3						3	4			2	
1	604	新冠町	4	3	3						3	4			2	
1	607	浦河町	4	4	3						3	4			2	
1	608	様似町	4	4	2						2	4			2	
1	609	えりも町	4	4	3						3	4			3	
1	610	新ひだか町	4	4	3						3	4			2	
1	631	音更町	4	4	3						3	2			2	
1	632	土幌町	4	2	3						3	4			2	
1	633	上士幌町	4	4	3						3	4			2	
1	634	鹿追町	4	4	3						3	4			2	
1	635	新得町	4	4	3						3	4			2	
1	636	清水町	4	4	3						3	4			2	
1	637	茅渚町	4	4	3						3	4			2	
1	638	中札内村	4	4	2						3	4			2	
1	639	更別村	4	4	3						3	4			2	
1	641	大樹町	4	4	3						3	4			2	
1	642	広尾町	4	4	3						3	4			2	
1	643	養別町	4	3	3						3	4			2	
1	644	池田町	4	4	3						3	4			2	
1	645	豊頃町	4	4	2						2	4			2	
1	646	本別町	4	4	1	3				3	3	4			2	
1	647	足寄町	4	4	3						3	4			2	
1	648	陸別町	4	4	3						3	4			3	
1	649	浦幌町	4	4	3						3	4			2	
1	661	釧路町	4	4	3						3	2			2	
1	662	厚岸町	4	4	2						2	4			2	
1	663	浜中町	4	4	3						3	4			2	
1	664	標茶町	4	4	3						3	4			2	
1	665	弟子屈町	4	4	3						1	4			3	
1	667	鶴居村	4	4	3						3	4			2	
1	668	白糠町	4	4	3						3	4			2	
1	691	別海町	4	4	3						3	4			2	
1	692	中標津町	4	4	3						3	4			2	
1	693	標津町	4	4	2						2	4			2	
1	694	羅臼町	4	4	3						3	4			3	